

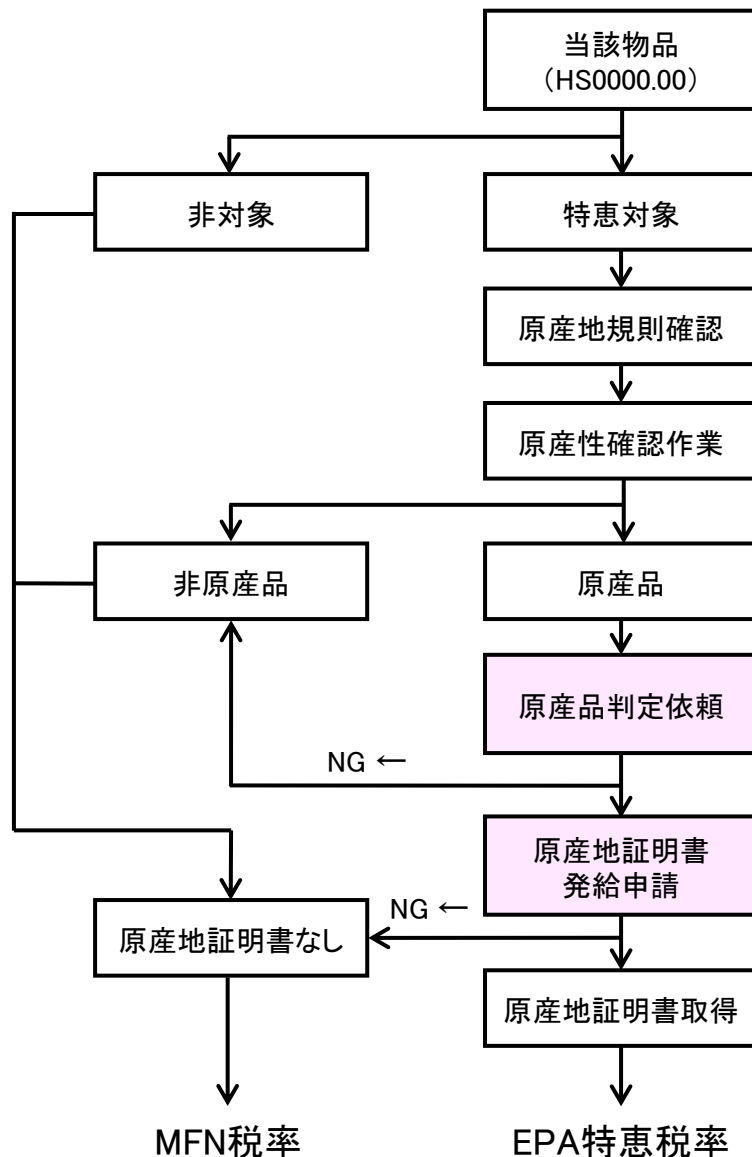
日本のEPA原産地規則と 輸出産品の原産性確認・保存書類の例

2017年3月31日版

目次

1. 輸出産品の原産性確認の手順	2頁
2. EPAに係る関税分類番号(HSコード)の取扱い	3頁
3. 関税分類番号(HSコード)の特定	4頁
4. 原産品であることを判断する主な基準(原産地規則)	5頁
4-1. 完全生産品	6~8頁
4-2. 当該締約国の原産材料のみから完全生産される産品	9~15頁
4-3. 金型・金型部品の原産地規則(日本タイ経済連携協定の場合)	16頁
4-4. 関税分類変更基準による原産性確認と保存書類例	17~26頁
4-5. 付加価値基準による原産性確認と保存書類例	27~39頁
5. 救済規定の使用による原産性確認と保存書類例	40~50頁

輸出産品の原産性確認の手順



HSコードが分からない場合、
例えば、輸入者を通じて輸入国税関に問い合わせる、あるいは、過去に
輸出実績があれば、その時の輸入許可証、納税証明書のHSコードを
輸入者から連絡してもらう。または、輸出統計品目表で調べる、ないしは、
税関に問い合わせる(4頁参照)

関税率表および譲許表から調べる
(ジェトロウェブサイトの「EPA活用マニュアル」参照)

協定文・品目別規則から調べる
(ジェトロウェブサイトの「EPA活用マニュアル」参照)

後頁で説明

原産性確認の証明書類の保存

近隣の取り扱い商工会議所で企業登録の後、オンライン上で判
定依頼を行う

原産品判定番号を取得後、オンライン上で申請を行う

注: 特定原産地証明書発給申請手続きの詳細は日本商工会議所
ウェブサイトの「特定原産地証明書発給申請の手引き」を参照ください。
<http://www.jcci.or.jp/gensanchi/system.html>

(参考) EPAに係る関税分類番号(HSコード)の取り扱い

★ HSコード体系の改定

「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約(HS条約)の附属書」は5年ごとに改定される。現在ではHS条約加盟国のほとんどで輸出入申告書等の手続きは2017年版(最新版)HSコードに基づいて行われている。

★ EPA譲許表と輸出入申告にあたってのHSコード

EPAの譲許表(EPAに基づき適用される関税率の表)と品目別規則(EPAに基づき適用される原産地規則の表)のHSコードは、それぞれのEPAが交渉された時点でのHSコードを使用している。一方、輸出入申告にあたっては2017年版(最新版)HSコードに基づいて行う。

原産地証明書上のHSコードと輸入申告書上のHSコードは異なるので要注意。(6-7頁参照)

2002年版HSコード(2008年12月までに発効したEPA)

⇒日シンガポール、日メキシコ、日マレーシア、日チリ、日タイ、日インドネシア、日ブルネイ、日アセアン、日フィリピン

2007年版HSコード(2009年～2012年に発効したEPA) ⇒日スイス、日ベトナム、日インド、日ペルー

2012年版HSコード:(2013年以降に発効したEPA) ⇒日豪、日モンゴル

参考資料:

税関「関税分類の概要」

http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1201_jr.htm

税関「輸出統計品目表2016年版」

<http://www.customs.go.jp/yusyutu/2016/index.htm>

税関「実行関税率表2016年6月7日版」

http://www.customs.go.jp/tariff/2016_6/index.htm

税関「輸出入手続きの便利な制度」

<http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a>

税関「輸入申告書」

http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5020.pdf

税関「輸入申告書記載要領」

http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5020k.pdf

ジェトロ「事前教示制度:タイ」

<https://www.jetro.go.jp/world/qa/W-150806.html>

HSコードに関してのお問い合わせは下記税関担当部署(関税監査官/税関相談官)にご連絡ください。

函館税関:0138-40-4716/0138-40-4261

東京税関:03-3529-0700

横浜税関:045-212-6156/045-212-6000

名古屋税関:052-654-4139/052-654-4100

大阪税関:06-6576-3371/06-6576-3001

神戸税関:078-333-3118/078-333-3100

門司税関:050-3530-8373/050-3530-8372

長崎税関:095-828-8669/095-828-8619

沖縄地区税関:098-862-8692/098-863-0099

(参考) 関税分類番号(HSコード)の特定

★正しい関税分類番号確定の重要性

EPAを利用して輸出入取引する場合、まず正しい関税分類番号の特定が極めて重要になる。EPAの物品貿易ではEPA税率、品目別規則共に関税分類番号(HSコード)をベースに規定されている。従って、関税分類番号を間違えると税率・品目別規則が異なることになり、EPA本来の貿易自由化等の意図が反映されなくなることがある。EPAを利用した取引でHSコード違いのトラブルが多発しているため、要注意。

★関税分類番号(HSコード)とは？

通称「HS条約」と呼ばれる「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」に基づく。このHS条約は1988年1月から発効しており、2016年7月現在153カ国・地域が加盟、HS適用国(含HS条約非加盟国など)は208カ国・地域にのぼる。

HS: Harmonized Commodity Description and Coding System

★関税分類と統計品目番号

HS条約では6桁を条約加盟国共通とし、7桁目～10桁目の4桁分の数字は各加盟国が独自に細分化し番号を付与して統計用に使用したり、独自の通関システムに使用する番号を付与するなどして利用できる。日本の場合、6桁に3桁の統計品目表の細分番号を加えた数字を統計用として使用している。EPAでは6桁の関税分類番号(HSコード)で規定されている。

関税分類の事例(さくらんぼの例) 08⇒類、0809⇒項、0809.10⇒号 統計品目番号(さくらんぼの例) 0809.10.000

★取り扱い品目の関税分類番号の特定(HSコードの特定は輸入国税関が行う)

(1) 日本から輸出の場合: 6頁参照

(2) 日本への輸入の場合: 7頁参照

(注) 輸入締約国の税関と輸出締約国税関の関税分類判断が異なる場合は、輸入締約国税関の判断が優先する。

「輸出入通関手続や税番・税率等に関するお問い合わせ」 <http://www.customs.go.jp/question2.htm>

「事前教示制度(品目分類関係)」 <http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a>

「事前教示回答(品目分類)の公開について」 http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1203_jr.htm

「輸入貨物の品目分類事例」 http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/bunruijirei/bunruijirei_index.htm

「関税率表解説・分類例規」で調べてみる <http://www.customs.go.jp/tariff/kaisetu/index.htm>

原産品であることを判断する主な基準（原産地規則）

輸出品が原産品であるか否かの基準（原産地規則）は、品目ごとに各経済連携協定において定められている。原産地証明書は、輸出品がこの基準を満たしていることを審査の上、発給される。

日本タイEPA	概要	適用される産品例
(1)完全生産品	締約国において、完全に生産される産品を原産品とする。	農産品、動植物、水産物、鉱物資源等の天然産品
(2)当該締約国の材料のみから生産される産品	当該締約国の原産材料のみから当該締約国において生産される産品	加工食品など
(3)非原産材料を用いて生産される産品	非原産材料を使用して当該締約国で生産される産品であって、 附属書2 （品目別規則）に定める 実質的変更基準 を満たすもので、3つの実質的変更基準がある。	鉱工業品： 日タイ経済連携協定では、鉱工業品の場合、付加価値基準もしくは関税分類変更基準のいずれか一方を満たすことをもって原産品とするルールが一般的
(3)-①付加価値基準	加工の結果、産品に付加された価値が特定の比率（例：40%）以上となる場合に、原産品とする。	
(3)-②関税分類変更基準	輸入原料・部品の関税分類番号と完成品の関税分類番号が異なれば、完成品の製造国の原産品とする。	
(3)-③加工工程基準	各製品について、重要と認められた製造作業または技術的な加工作業を例示し、域内で当該加工が行われたことをもって原産品とする。	

完全生産品

日本タイ経済連携協定(第28条文)

1. 当該締約国において、完全に得られ、又は生産される産品であって、2に定めるもの。[日本タイ協定第28条1項(a)]
2. 次に掲げる産品は締約国において完全に得られ、又は生産される産品とする。(日本タイ協定第28条2項)

項 目	例
(a) 生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、生育されたもの	家畜、養殖魚等
(b) 当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物	捕獲された野生動物
(c) 当該締約国において生きている動物から得られる産品	卵、牛乳、蜂蜜等
(d) 当該締約国において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品	果物、野菜、切花等
(e) 当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質 [(a)から(d)までに規定するものを除く]	石油、石炭、岩塩等
(f) 当該締約国の船舶により、両締約国の領海外の海から得られる水産物その他の産品	公海で捕獲した魚等
(g) 当該締約国の工船上において(f)に規定する産品から生産される産品	工船上で製造した魚の干物等
(h) 当該締約国の領海外の海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする	大陸棚から採掘した原油等
(i) 当該締約国において収集される産品であって、当該締約国において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの	運転が不可能な中古自動車等
(j) 当該締約国における製造若しくは加工作業又は消費から生ずるくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの	木屑、金属の削り屑等
(k) 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、当該締約国において回収される部品又は原材料	運転が不可能な中古自動車から回収したカーステレオであって、まだ音楽の再生が可能なもの等
(l) 当該締約国において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品	(a)に該当する牛を屠殺して得られる牛肉等

証明書類、添付証拠書類:

証明書類例は次頁参照ください

添付証拠書類例は「日本商工会議所著:特定原産地証明書発給申請の手引き=経済連携協定共通=」を参照ください

http://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

完全生産品の証明書例(保存版)

丸々青果貿易株式会社
〒107-6006
東京都港区赤坂1-12-32
電話:03-3582-5651
FAX:03-3582-5662

Marumaru Fruits Trade Co.,Ltd.
Akasaka 1-12-32, Minato-ku,
Tokyo, Japan 107-6006
Phone : 03-3582-5651
Fax : 03-3582-5662

添付書類:

農林産品に係る
生産証明書
(次頁参照)

2008年8月11日

長野県産りんごの原産性確認

当該生鮮果物林檎(種類:ふじ) HS0808.10が日本タイ経済連携協定第28条1項の完全生産品の原産性確認を以下のとおり行ったことを証明する。

1. 対象産品 : 生鮮果物林檎(種類:ふじ) (HS0808.10)
2. 生産地 : 長野県下伊那郡阿智村伍和
3. 対象経済連携協定 : 日本タイ経済連携協定 第28条1項 完全生産品
4. 添付書類 : 生産者による「農林産品に係る生産証明書」

以上

丸々青果貿易株式会社
代表取締役社長 社印
貿投 太郎

注: 生鮮果物りんごをタイに輸出する場合、日本の植物検疫所の「植物検疫証明書」が船積ごとに必要

完全生産品の証明書(添付保存版)

丸々青果貿易株式会社 殿

2008年7月15日

農林産品に係る生産証明書

住所 : 長野県下伊那郡阿智村伍和5621-6

氏名 : 有限会社 阿智農園 社印

下記の通り、生産されたものであることを証明します。

記

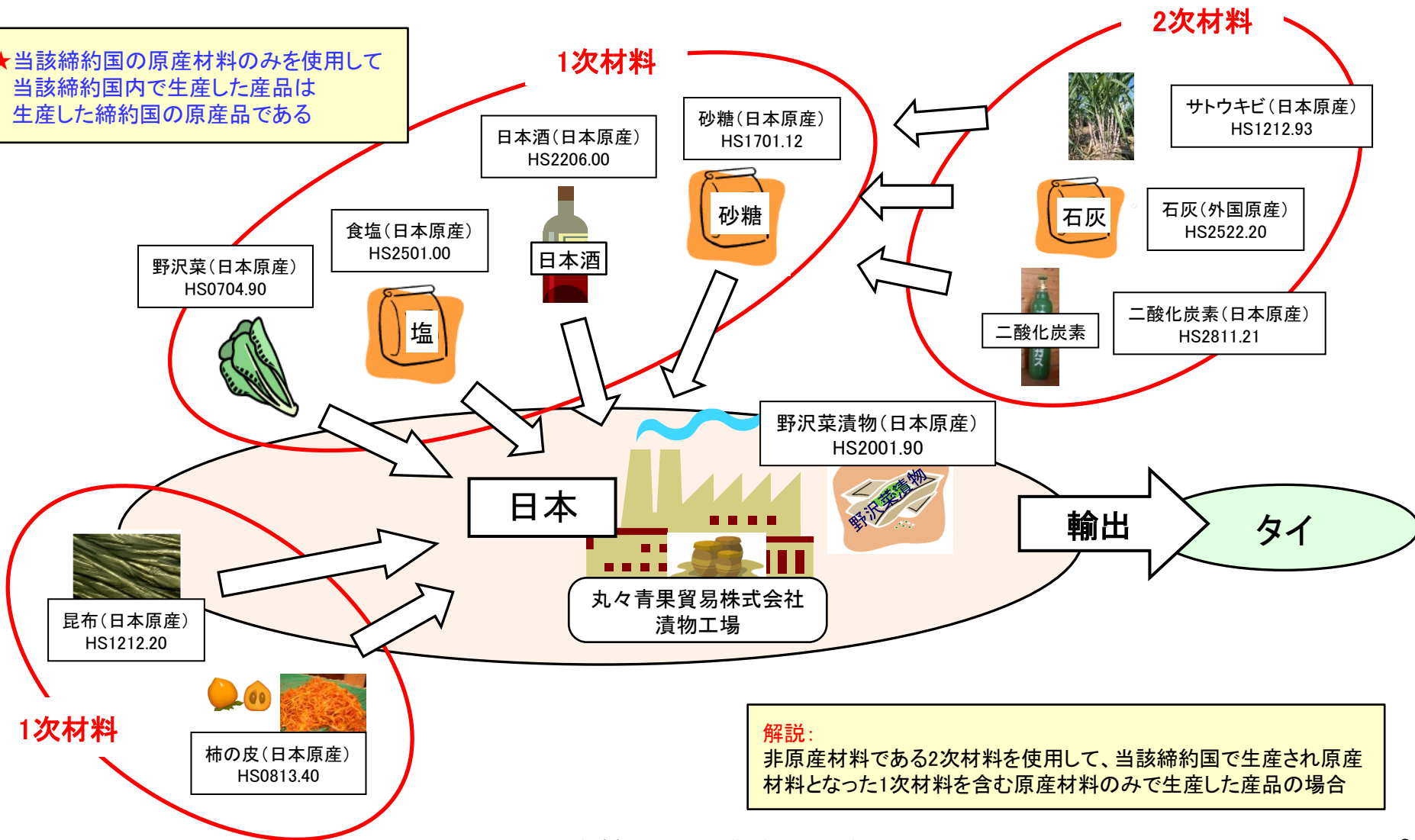
1. 農林産物の種類 : 生鮮果物 林檎 (種類 : ふじ)
2. HS番号 : HS0808.10
3. 収穫地 : 長野県下伊那郡阿智村伍和

以上

当該締約国の原産材料のみから完全生産される産品

当該締約国の原材料のみから当該締約国において完全に生産される産品（日本タイ協定第28条1項(b)）

★当該締約国の原産材料のみを使用して
当該締約国内で生産した産品は
生産した締約国の原産品である



原産材料のみから完全生産される製品の 証明書例(保存版)(A)-1

丸々青果貿易株式会社
〒107-6006
東京都港区赤坂1-12-32
電話 : 03-3582-5651
FAX : 03-3582-5662

Marumaru Fruits Trade Co., Ltd.
Akasaka 1-12-32, Minato-ku,
Tokyo, Japan 107-6006
Phone : 03-3582-5651
Fax : 03-3582-5662

2008年8月10日

長野県産「野沢菜漬物」の原産性確認

当該野沢菜漬物(HS2001.90)が日本タイ経済連携協定第28条1項(b)の「日本原産材料のみから日本国内において完全に生産される製品」である原産性確認を以下のとおり行ったことを証明する。

1. 対象産品 : 野沢菜漬物 HS2001.90
2. 生産地 : 長野県飯田市上飯田2581-65
ジェトロ青果貿易株式会社 飯田漬物工場
3. 対象経済連携協定 : 日本タイ経済連携協定 第28条1項(b)
「日本原産材料のみから日本国内において完全に生産される製品」
4. 添付書類 : 生産者による原産材料の「農林産品に係る生産証明書」

以上

丸々青果貿易株式会社
代表取締役社長 社印
賀投 太郎

添付書類:

野沢菜・柿の皮
生産証明書

食塩の生産証明書

昆布の養殖証明書

日本酒の宣誓書

食塩の宣誓書

原産材料のみから完全生産される製品の 証明書例(保存版)(A)-2

丸々青果貿易株式会社 殿

2008年7月15日

農林産品に係る生産証明書

住所 : 長野県下伊那郡阿智村伍和5621-6

氏名 : 有限会社 阿智農園 社印

下記の通り、生産されたものであることを証明します。

記

1. 農林産物の種類 : 生鮮野菜 野沢菜
乾燥果物 渋柿の皮
2. HS番号 : HS0704.90 生鮮野菜 野沢菜
HS0813.40 乾燥果物 渋柿の皮
3. 収穫地 : 長野県下伊那郡阿智村伍和

以上

原産材料のみから完全生産される製品の 証明書例(保存版)(A)-3

丸々青果貿易株式会社 殿

2008年7月20日

食塩の生産証明書

住所 : 高知県土佐市宇佐3210-32

氏名 : 日本塩製造株式会社 社印

下記の通り、イオン交換膜製塩法による生産された日本原産品であることを証明します。

記

1. 農林産物の種類 : 食塩
2. HS番号 : HS2501.00
3. 収穫地 : 高知県土佐市宇佐3210-32
日本塩製造株式会社 土佐工場
4. 製造法 : イオン交換膜製塩法

以上

原産材料のみから完全生産される製品の 証明書例(保存版)(A)-4

丸々青果貿易株式会社 殿

2008年7月17日

昆布養殖証明書

住所：北海道函館市南茅部町327-78

氏名：有限会社 道南昆布商店 社印

当該昆布は下記の通り、養殖されたものであることを証明します。

記

1. 昆布の種類 : 真昆布(HS1212.20)
2. 生産水域 : 南茅部町沿岸の領海内
3. 生産方式 : 養殖(国産種苗を使用し、輸入種苗は使用していない)
4. 使用された船 : 船名「第1昆布丸」(当社所有の舟)
乗組員は当社日本人社員のみ

以上

原産材料のみから完全生産される製品の 証明書例(保存版)(A)-5

丸々青果貿易株式会社 殿

2008年7月20日

宣誓書

住所 : 新潟県長岡市宇佐境3320

氏名 : 日本酒類製造株式会社 社印

ご注文頂きました下記製品は、日本タイ経済連携協定の原産地規則に基づいた原産品確認の結果、以下の通り日本原産品であることを宣誓いたします。

尚、本宣誓書と当該製品の原産性確認に関する資料は5年間保存し、日本、タイ両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じてその要請先に提出いたします。

今後共、引続き倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。

記

- | | | |
|----------------|---|--------------|
| 1. 納入製品 | : | 日本酒 NRS-2231 |
| 2. HS番号 | : | HS2206.00 |
| 3. 日タイEPA原産地規則 | : | 完全生産品 |
| 4. 確認結果 | : | 日本原産品 |

以上

原産材料のみから完全生産される製品の 証明書例(保存版)(A)-6

丸々青果貿易株式会社 殿

2008年7月20日

宣誓書

住所 : 東京都港区赤坂3-2285
氏名 : 赤坂糖類製造株式会社社印

ご注文頂きました下記製品は、日本タイ経済連携協定附属書2の品目別規則に基づいた原産品確認の結果、以下の通り日本原産品であることを宣誓いたします。
尚、本宣誓書と当該製品の原産性確認に関する資料は5年間保存し、日本、タイ両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じてその要請先に提出いたします。
今後共、引続き倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。

記

1. 納入製品 : 砂糖 SNR08857KS
2. HS番号 : HS1701.12
3. 原産地規則 : 類の関税分類変更基準
(第12類の材料からの変更を除く)
4. 確認結果 : 日本原産品、但し、一部材料に非原産材料が含まれます。

以上

金型・金型部品の原産地規則 日本タイ経済連携協定の場合

関税分類変更基準:

第8401.10号から第8480.79号までの各号の産品への当該各号が属する
項以外の項の材料からの変更

または、

付加価値基準:

原産資格割合が40%以上であること(第8401.10号から第8480.79号までの
各号への関税分類の変更を必要としない)

関税分類変更基準による 原産性確認と保存書類例

関税分類変更基準による原産性確認-(1)

日本タイ協定の場合

射出成形用金型原部材と購入形態一覧表作成

番号	品名	原材料名	材料番号	HSコード	購入形態	購入先
1	六角孔付きボルト8本	合金工具鋼鋼材	SKS7	7318.15	六角ボルト	MSネジ(株)
2	ガイドピン4本	合金工具鋼鋼材	SKS7	7318.15	ガイドピン	MSネジ(株)
3	スループッシュ	炭素鋼鋼材	S50C	7215.50	鋼材	台湾メタル(株)
4	固定側型板	炭素鋼鋼材	S55C	7208.51	鋼材	台湾メタル(株)
5	コア	炭素鋼鋼材	S55C	7208.51	鋼材	台湾メタル(株)
6	固定側取付板	炭素鋼鋼材	S25C	7208.51	鋼材	台湾メタル(株)
7	スペンサーブロック	炭素鋼鋼材	S25C	7208.51	鋼材	台湾メタル(株)
8	可動側型板	高強度クロム モリブデン鋼鋼板	SCM4	7208.51	鋼材	JTC金属(株)
9	受け板	高強度クロム モリブデン鋼鋼板	SCM4	7208.51	鋼材	JTC金属(株)
10	ロケートリング	炭素鋼鋼材	S50C	7208.51	鋼材	日本鉄鋼(株)
11	リターンピン	合金工具鋼鋼材	SKS2	7215.50	鋼材	日本鉄鋼(株)
12	ガイドピンブッシュ	炭素工具鋼鋼材	SK7	7215.50	鋼材	日本鉄鋼(株)
13	突出ピン	炭素工具鋼鋼材	SK7	7215.50	鋼材	日本鉄鋼(株)
14	ノックピン8本	炭素工具鋼鋼材	SK7	7215.50	鋼材	日本鉄鋼(株)
15	突出板(上)	炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	鋼材	日本鉄鋼(株)
16	突出板(下)	炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	鋼材	日本鉄鋼(株)
17	可動側取付板	炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	鋼材	日本鉄鋼(株)

関税分類変更基準による原産性確認-(1)

日本タイ協定の場合

関税番号変更基準(CTHルール)の原産品判定について

☆部材の原産品判定基準:

部材の原産性判定基準は当該協定の品目別原産地規則に基づく

☆製品の原産品判定基準:

製品の原産性判定には非原産材料の関税番号が原産地規則のとおり変更になること

関税分類変更基準を満足させるには:

使用される材料について関税分類の変更が行われることを求める
 附属書2に定める品目別規則は、非原産材料についてのみ適用する:
 日本・タイ協定文第28条3号等

原部材一覧表

	品名	材質	HSコード	注
1	六角孔付きボルト(8本):購入品	SKS7	7318.15	宣誓書A
2	ロケットリング用炭素鋼鋼材	S50C	7208.51	宣誓書C
3	スリーブッシュ用炭素鋼鋼材	S50C	7208.51	輸入品
4	固定側取付板用炭素鋼鋼材	S25C	7208.51	輸入品
5	固定側型板用炭素鋼鋼材	S55C	7208.51	輸入品
6	ガイドピンブッシュ炭素工具鋼鋼材	SK7	7215.50	宣誓書C
7	コア用炭素鋼鋼材	S55C	7208.51	輸入品
8	ガイドピン(4本):購入品	SKS7	7318.15	宣誓書A
9	可動側型板高強度クロム モリブデン鋼鋼板	SCM4	7208.51	宣誓書B
10	受け板高強度クロム モリブデン鋼鋼板	SCM4	7208.51	宣誓書B
11	リターンピン(4本)用合金工具鋼鋼材	SKS2	7215.50	宣誓書C
12	スペンサブロック用炭素鋼鋼材	S25C	7208.51	輸入品
13	突き出しピン(4本)用炭素工具鋼鋼材	SK7	7215.50	宣誓書C
14	突出板(上)用炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	宣誓書C
15	突出板(下)炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	宣誓書C
16	可動側取付板炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	宣誓書C
17	ノックピン(8本)用炭素工具鋼鋼材	SK7	7215.50	宣誓書C

注: 宣誓書=国内調達原部材の原産性確認宣誓

金型の部材

非原産材料抽出

非原産材料(外国産/原産・非原産不明品)				
	品名	材質	HSコード	注
1	スリーブッシュ用炭素鋼鋼材	S50C	7215.50	輸入
2	固定側型板用炭素鋼鋼材	S55C	7208.51	輸入
3	コア用炭素鋼鋼材	S55C	7208.51	輸入
4	固定側取付板用炭素鋼鋼材	S25C	7208.51	輸入
5	スペンサブロック用炭素鋼鋼材	S25C	7208.51	輸入

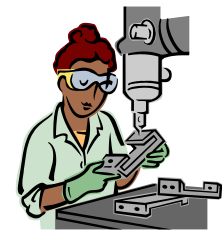
関税番号4桁ベースの変更



原産品と見なす

CTH

金型 8480・41



関税分類変更基準による原産性確認-(1)

日本タイ協定の場合

「日本・タイ協定文第28条3号等」：使用される材料について関税分類の変更が行われる事を求める附属書2に定める品目別規則は、非原産材料についてのみ適用する

番号	品名	原材料名	材料	HSコード	購入形態	購入先	判定	判定基準
1	六角孔付きボルト8本	合金工具鋼鋼材	SKS7	7318.15	六角ボルト	MSネジ(株)	原産	CTC/VA
2	ガイドピン4本	合金工具鋼鋼材	SKS7	7318.15	ガイドピン	MSネジ(株)	原産	CTC/VA
3	スルーブッシュ	炭素鋼鋼材	S50C	7215.51	鋼材	台湾メタル(株)	非原産	第3国産品
4	固定側型板	炭素鋼鋼材	S55C	7208.51	鋼材	台湾メタル(株)	非原産	第3国産品
5	コアー	炭素鋼鋼材	S55C	7208.51	鋼材	台湾メタル(株)	非原産	第3国産品
6	固定側取付板	炭素鋼鋼材	S25C	7208.51	鋼材	台湾メタル(株)	非原産	第3国産品
7	スペンサーブロック	炭素鋼鋼材	S25C	7208.51	鋼材	台湾メタル(株)	非原産	第3国産品
8	可動側型板	高強度クロム モリブデン鋼鋼板	SCM4	7208.51	鋼材	JTC金属(株)	原産	CTH/VA
9	受け板	高強度クロム モリブデン鋼鋼板	SCM4	7208.51	鋼材	JTC金属(株)	原産	CTH/VA
10	ロケートリング	炭素鋼鋼材	S50C	7208.51	鋼材	日本鉄鋼(株)	原産	CTH/VA
11	リターンピン	合金工具鋼鋼材	SKS2	7215.50	鋼材	日本鉄鋼(株)	原産	CTH/VA
12	ガイドピンブッシュ	炭素工具鋼鋼材	SK7	7215.50	鋼材	日本鉄鋼(株)	原産	CTH/VA
13	突出ピン	炭素工具鋼鋼材	SK7	7215.50	鋼材	日本鉄鋼(株)	原産	CTH/VA
14	ノックピン(8本)	炭素工具鋼鋼材	SK7	7215.50	鋼材	日本鉄鋼(株)	原産	CTH/VA
15	突出板(上)	炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	鋼材	日本鉄鋼(株)	原産	CTH/VA
16	突出板(下)	炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	鋼材	日本鉄鋼(株)	原産	CTH/VA
17	可動側取付板	炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	鋼材	日本鉄鋼(株)	原産	CTH/VA

金型: HS8480.71

関税分類変更

この場合、第3国産品の非原産材料のHSコード4桁(項)が当該非原産材料のHSコード以外の完成品金型のHSコードに替わっていれば、日本で加工したものと見なして日本原産品と判定する

注: 関税分類変更基準の種類

CC : Change of Chapter ⇒ HSコード2桁(類)の変更

CTH : Change of Tariff Heading ⇒ HSコード4桁(項)の変更

CTSH : Change of Tariff Sub-heading ⇒ HSコード6桁(号)の変更

関税分類変更基準での確認書類の例(保存版)(1)-1

原産品確認表(関税分類変更基準) 2008年8月30日作成			
① 仕向け国、利用することになる経済連携協定			
仕向け国	経済連携協定	発効日	
タイ	日本タイ経済連携協定	2008/11/1	
② 輸入者情報：輸入者名、所在地、電話番号			
輸入者名	所在地	電話番号	
Tenten Die Corp.	16th Fl. Of Nantawan Bldg. 161 Rajadamri Road, Bangkok 10330, Thailand	66-2-253-6441	
③ 原産品情報：原産品判定対象の製品のHSコード(6桁)、産品名(英語)、取引価格(円)			
HSコード(6桁)	品名(英文)	取引価格(円)	原産品判定結果
8480.71	Injection type mold for plastics	5,000,000.-	CTH(項変更)
④ 原材料情報：HSコード(6桁)、品名(英語)、原産・非原産の別 備考(取引先名、輸入国、取引価額等)			
HSコード(6桁)	品名(英文)	原産・非原産の別	備考
7215.50	Carbon Steel S50C for Through-push スループッシュ用炭素鋼鋼材 S50C	Non-originating M'tl 非原産材料	Taiwan Metal Co., Ltd. 台湾、添付: Invoice
7208.51	Carbon Steel S55C for Baseside Pattern Plate 固定側型板用炭素鋼鋼材 S55C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co., Ltd. 台湾、添付: Invoice
7208.51	Carbon Steel S55C for Core コア用炭素鋼鋼材 S55C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co., Ltd. 台湾、添付: Invoice
7208.51	Carbon Steel S25C for Baseside Supporting Plate 固定側取付板用炭素鋼鋼材 S25C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co., Ltd. 台湾、添付: Invoice
7208.51	Carbon Steel S25C for Spencer Block スペンスーパーブロック用炭素鋼鋼材 S25C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co., Ltd. 台湾、添付: Invoice
7318.15	Hexagon Bolt(8pcs.) 六角孔付きボルト(8本)	Originating M'tl 原産材料	MSネジ株、日本、添付: 宣誓書
7318.15	Guide Pin(4pcs.) ガイドピン(4本)	Originating 原産材料	MSネジ株、日本、添付: 宣誓書
7208.51	Strong Chromium Molybdenum Steel Plate SCM4 for Moving side pattern Plate 可動側型板用高強度クロムモリブデン鋼鋼板 SCM4	Originating 原産材料	JTC金属株、日本、添付: 宣誓書
7208.51	Strong Chromium Molybdenum Steel Plate SCM4 for Holding Plate 受け板用高強度クロムモリブデン鋼鋼板 SCM4	Originating 原産材料	JTC金属株、日本、添付: 宣誓書
7208.51	Carbon Steel S50C for Locate-Ring ロケートリング用炭素鋼鋼材 S50C	Originating 原産材料	日本鉄鋼株、日本、添付: 宣誓書
7215.50	Alloy Tool Steel SKS2 for Return Pin リターンピン用合金工具鋼鋼材 SKS2	Originating 原産材料	日本鉄鋼株、日本、添付: 宣誓書
7215.50	Carbon Tool Steel SK7 for Guide Pin Bush ガイドピンプッシュ炭素工具鋼鋼材 SK7	Originating 原産材料	日本鉄鋼株、日本、添付: 宣誓書
7215.50	Carbon Tool Steel SK7 for Push Pin 突出ピン用炭素工具鋼鋼材 SK7	Originating 原産材料	日本鉄鋼株、日本、添付: 宣誓書
7215.50	Carbon Tool Steel SK7 for Knock-pin ノックピン(8本)用炭素工具鋼鋼材	Originating 原産材料	日本鉄鋼株、日本、添付: 宣誓書
7208.51	Carbon Steel S35C for Stick Plate (Upper) 突出板(上)用炭素鋼鋼材 S35C	Originating 原産材料	日本鉄鋼株、日本、添付: 宣誓書
7208.51	Carbon Steel S35C for Stick Plate (Lower) 突出板(下)用炭素鋼鋼材 S35C	Originating 原産材料	日本鉄鋼株、日本、添付: 宣誓書
7208.51	Carbon Steel S35C for Moving-side Supporting Plate 可動側取付板用炭素鋼鋼材 S35C	Originating 原産材料	日本鉄鋼株、日本、添付: 宣誓書



添付資料:

1. Invoice (台湾製部品)
2. 宣誓書 (MSネジ株)
3. 宣誓書 (JTC金属株)
4. 宣誓書 (日本鉄鋼株)

注)

1. 書類の提示、提出

これらの確認書類は全て5年間の保管義務があり、特定原産地証明書発給システム「原産品判定依頼書」の誓約に基づき両締約国政府および政府の指定する関係機関の要請に基づいて提出することがある

2. 僅少規定を利用した場合

使用した原材料の備考欄に「僅少規定適用-証明書類別紙添付」と記入の上、証明書類として、適用した規定と当該原材料名、HSコード、規定に基づく重量または金額を記入して会社名、住所、代表者名の記載、社印を押印して保管する

関税分類変更基準での確認書類の例(保存版)(1)-2

Taiwan Molding Co.,Ltd.
 15th Floor No.321, Fu Shing North Road Sec.1
 Taipei, Taiwan (R.O.C.)
 Phone:+886(2)27742437 Fax:+886(2)277442438

Taipei: **July 1, 2008**

INVOICE

Invoice No.: **JTR- 0023TM**

BUYER:
Kadokado Die Co., Ltd.
Akasaka 1-12-32, Minato-ku
Tokyo, Japan 107-6006
 Shipped per: **"Ocean Blue"**

Contract No.: **JTOTM-00186X**

Payment: **Irrevocable Letter of Credit**
No.THK-00257H at sight in favor of us
 issued by Taipei Bank,

From **Keelung, Taiwan** to **Tokyo, Japan**

Taipei Branch

Case Mark & Nos.	Description	Q'ty	Unit price	Amount
CIF Tokyo				
JETRO	Carbon Steel S50C for Through Push TM-00186-1J	1pce.	Japanese yen	¥45,000.-
TOKYO	Carbon Steel S55C for Base side Pattern Plate TM-00186-2J	1pce.		¥100,000.-
JTOTM-00186X	Carbon Steel S55C for Core TM-00186-3J	1pce.		¥120,000.-
CASE No.1-3	Carbon Steel S25C for Base side Supporting Plate TM-00186-4J	1pce.		¥120,000.-
MADE IN TAIWAN	Carbon Steel S25C for Spencer Block TM-00186-5J	1pce.		¥100,000.-
Total:Japanese yen				¥485,000.-

"Freight Prepaid"

Taiwan Molding Co., Ltd.

Pong Ming Hai Managing Director

E.&O.E.

注) 累積規定を利用した場合:協定の締約相手国の原産品を対象産品の原材料として使用する場合は、その原材料が締約相手国の原産品であることを証明しなければならない。この場合、その原材料の当該協定用特定原産地証明書が必要。
 ただし、AJCEPのうちベトナムとブルネイでは、原産地規則が同じ場合、2国間協定用の特定原産地証明書も有効である。

関税分類変更基準での確認書類の例(保存版)(1)-3

2008年8月13日

東京都港区赤坂1丁目12番32号
角々金型株式会社御中

東京都足立区千住緑町5-10-34
MSネジ株式会社
代表取締役社長 輸出 次郎 **社印**

宣誓書

拝啓

貴社益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度ご注文頂きました下記製品は、日本タイ経済連携協定附属書Ⅱの品目別規則に基づいた原産品確認の結果、以下の通りであることを宣誓いたします。尚、本宣誓書と当該製品の原産性確認に関する資料は5年間保存し、日本、タイ両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じてその要請先に提出いたします。

今後共、引続き倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。敬具

記

品名	弊社型番	HS番号	確認結果
六角孔付きボルト(8本)	XY-321S	7318.15	原産材料
ガイドピン(4本)	XY-332P	7318.15	原産材料

以上

関税分類変更基準での確認書類の例(保存版)(1)-4

2008年8月11日

東京都港区赤坂1丁目12番32号
角々金型株式会社御中

東京都大田区蒲田5-8-34
JTC金属株式会社
代表取締役社長 貿易 太郎 社印

宣 誓 書

拝啓

貴社益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度ご注文頂きました下記製品は、日本タイ経済連携協定附属書Ⅱの品目別規則に基づいた原産品確認の結果、以下の通りであることを宣誓いたします。尚、本宣誓書と当該製品の原産性確認に関する資料は5年間保存し、日本、タイ両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じてその要請先に提出いたします。

今後共、引続き倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。

敬具

記

<u>品名</u>	<u>弊社型番</u>	<u>HS番号</u>	<u>確認結果</u>
高強度クロムモリブデン鋼 鋼材(可動側型板用)	ABC-123	7225.50	原産材料
同上(受け板用)	ABC-124	7225.50	原産材料

以上

関税分類変更基準での確認書類の例(保存版)(1)-5

2008年8月11日

東京都港区赤坂1丁目12番32号
角々金型株式会社御中

東京都中央区日本橋5-8-34
日本鉄鋼株式会社
代表取締役社長 鉄鋼 三郎 **社印**

宣誓書

拝啓

貴社益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、この度ご注文頂きました下記製品は、日本タイ経済連携協定附属書Ⅱの品目別規則に基づいた原産品確認の結果、以下の通りであることを宣誓いたします。尚、本宣誓書と当該製品の原産性確認に関する資料は5年間保存し、日本、タイ両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じてその要請先に提出いたします。

今後共、引続き倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。敬具

記

品名	弊社型番	HS番号	確認結果
炭素鋼鋼材S50C(ロケートリング用)	NS-0658CA	7208.51	原産品
合金工具鋼鋼材SKS2(リターンピン4本用)	NS-0659CA	7215.50	原産品
炭素工具鋼鋼材SK7(ガイドピンブッシュ用)	NS-0660CA	7215.50	原産品
炭素工具鋼鋼材SK7(突出ピン4本用)	NS-0661CA	7215.50	原産品
炭素工具鋼鋼材SK7(ノックピン8本用)	NS-0663CA	7208.51	原産品
炭素鋼鋼材S35C(突出板(下)用)	NS-0664CA	7208.51	原産品
炭素鋼鋼材S35C(可動側取付板用)	NS-0665CA	7208.51	原産品

以上

関税分類変更基準での確認書類の例(保存版)(1)-6

日本鉄鋼株式会社の保存資料例

原産品確認表(関税分類変更基準) 2008年8月1日:日本鉄鋼株式会社作成

① 利用する経済連携協定

完成品仕向国	経済連携協定	発効日
タイ	日本タイ経済連携協定	2007/11/1

② 納入先情報

納入先	所在地	電話番号
Kadokado Die Co.Ltd.	〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32	03-3582-5651

③ 材料情報

HSコード(6桁)	品名(英文)	取引価格	原産材料判定基準
7208.51	Carbon Steel S50C for locate Ring	¥5,000.-	CTH(項変更)

④ 原材料情報

HSコード(6桁)	品名(英文)	原産・非原産	備考
7205.10	Sintered Iron 焼結鉱	原産	自社倉庫管理品(注:3)
7203.90	Pellet ペレット	原産	自社製品
2601.11	Iron Ores 鉄鉱石	非原産	Brazil Iron Ores Corp. ブラジル 添付:Invoice
2704.00	Cokes コークス	非原産	Australian Coal Corp. オーストラリア 添付:Invoice
2521.00	Limestone Fluxes 石灰石	原産	日本鉱物(株) 添付:生産証明書

保存書類:

1. 宣誓書の控え
2. 原産品確認書
添付書類付き:
原産品確認書
Invoice
生産証明書

注:

1. 原産品確認書は納入したItemごとに作成し保管する
2. 保管期間:5年間
(協定により異なるので注意)
3. 代替性のある材料
後頁参照

付加価値基準による 原産性確認と保存書類例

付加価値基準の計算による原産性確認例 - (A)

日本タイ協定の場合 (控除方式)

原産地規則: 「8479.90-8480.79」

第8479.90号から第8480.79号までの各号の製品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が40%以上であること (第8479.90号から第8480.79号までの各号の製品への関税分類の変更を必要としない)

タイ

原産部材一覧表 (日本産品)

	品名	材質	HSコード	注	価格(\$)
1	六角孔付きボルト(8本):購入品	SKS7	7318.15	宣誓書A	80,000.-
2	ロケットリング用炭素鋼鋼材	S50C	7208.51	宣誓書C	50,000.-
3	ガイドピンブッシュ炭素工具鋼鋼材	SK7	7215.50	宣誓書C	50,000.-
4	ガイドピン(4本):購入品	SKS7	731815	宣誓書A	40,000.-
5	可動側型板高強度クロムモリブデン鋼鋼板	SCM4	7208.51	宣誓書B	200,000.-
6	受け板高強度クロムモリブデン鋼鋼板	SCM4	7208.51	宣誓書B	120,000.-
7	リターンピン(4本)用合金工具鋼鋼材	SKS2	7215.50	宣誓書C	80,000.-
8	突き出しピン(4本)用炭素工具鋼鋼材	SK7	7215.50	宣誓書C	80,000.-
9	突出板(上)用炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	宣誓書C	120,000.-
10	突出板(下)炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	宣誓書C	120,000.-
11	可動側取付板炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	宣誓書C	120,000.-
12	ノックピン(8本)用炭素工具鋼鋼材	SK7	7215.50	宣誓書C	80,000.-

注:宣誓書=国内調達原産部材の原産性確認宣誓書 合計1,140,000.-

Mold金型



アピックヤマダ(株)提供

タイへ
500万円^{で輸出}

台湾

総額48.5万円

非原産部材一覧表 (外国産/原産・非原産不明品)

番号	品名	材質	HSコード	注	価格(円)
1	スルーブッシュ用炭素鋼鋼材	S50C	7215.50	輸入	45,000.-
2	固定側型板用炭素鋼鋼材	S55C	7208.51	輸入	100,000.-
3	コア-用炭素鋼鋼材	S55C	7208.51	輸入	120,000.-
4	固定側取付板用炭素鋼鋼材	S25C	7208.51	輸入	120,000.-
5	スペンサブロック用炭素鋼鋼材	S25C	7208.51	輸入	100,000.-

合計 485,000.-

原産資格割合 = (FOB価額 - 非原産材料の価額) / (FOB価額)

= (500万円 - 48.5万円) / 500万円

= 90.3% > 40%

➡ **特定原産品!**

付加価値基準に基づく原産性確認書類の例(保存版)(A)-1

Kadokado Die Co., Ltd.
Akasaka 1-12-32, Minato-ku,
Tokyo, Japan 107-6006
Phone:03-3582-5651 Fax:03-3582-5662

角々金型株式会社
東京都港区赤坂1-12-32
電話:03-3582-5651
FAX:03-3582-5662

日付:2008年8月30日

タイ向け射出成形用金型の原産品確認書

日本・タイ経済連携協定品目別規則に基づく原産品確認を以下のように行ったことを確認する。(原産品確認の為の部材詳細表添付)

1. 産品 : 射出成形用金型 型番: JDN-0021T (HSコード : 8480.71)
2. 向け先 : タイ王国
3. 利用する協定 : 日本タイ経済連携協定
4. 採用した原産地規則 : 原産資格割合が40%以上であること(付加価値基準)
5. 計算方式 : 控除方式

$$\begin{array}{r} 90.3\% \\ (40\%以上) \end{array} = \frac{5,000千円 - 485千円}{5,000千円} \times 100$$

経済 善夫
代表取締役社長
角々金型株式会社 社印

添付書類:

原産品確認のための
部材詳細表(次頁)

注:

これらの確認書類は全て5年間の保管義務があり、特定原産地証明書発給システム「原産品判定依頼書」の誓約に基き両締約国政府および政府の指定する関係機関の要請に基づいて提出することもある(保存期間は協定により異なるので注意)

付加価値基準に基づく原産性確認書類の例(保存版)(A)-2

原産性確認のための部材詳細表(付加価値基準基準) 2008年8月30日作成				
① 仕向け国、利用することになる経済連携協定				
仕向け国	経済連携協定	発効日		
タイ	日本タイ経済連携協定	2008年11月1日		
② 輸入者情報 : 輸入者名、所在地、電話番号				
輸入者名	所在地	電話番号		
Tenten Die Corp.	16th Fl. Of Nantawan Bldg. 161 Rajadamri Road, Bangkok 10330, Thailand	66-2-253-6441		
③ 原産品情報 : 原産品判定対象の製品のHSコード(6桁)、産品名(英語)、取引価格(円)				
HSコード(6桁)	品名(英文)	取引価格(円)	原産品判定基準	
8480.71	Injection type mold for plastics	5,000,000.-	VA(40%以上)	
④ 原材料情報:HSコード(6桁)、品名(英語)、原産・非原産の別 備考(取引先名、輸入国、取引価額等)				
HSコード(6桁)	品名(英文)	原産・非原産の別	備考	取引価格
7215.50.	Carbon Steel S50C for Through-push スループッシュ用炭素鋼鋼材 S50C	Non-originating M'tl 非原産材料	Taiwan Metal Co., Ltd. 台湾、添付:Invoice	45,000.-
7208.51.	Carbon Steel S55C for Baseside Pattern Plate 固定側型板用炭素鋼鋼材 S55C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co.,Ltd. 台湾、添付:Invoice	100,000.-
7208.51.	Carbon Steel S55C for Core コア-用炭素鋼鋼材 S55C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co.,Ltd. 台湾、添付:Invoice	120,000.-
7208.51.	Carbon Steel S25C for Baseside Supporting Plate 固定側取付板用炭素鋼鋼材 S25C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co., Ltd. 台湾、添付:Invoice	120,000.-
7208.51.	Carbon Steel S25C for Spencer Block スペンサーブロック用炭素鋼鋼材 S25C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co.,Ltd. 台湾、添付:Invoice	100,000.-
7318.15.	Hexagon Bolt(8pcs.) 六角丸付きボルト(8本)	Originating M'tl 原産材料	MSネジ株、日本、添付:宣誓書	80,000.-
7318.15.	Guide Pin(4pcs.) ガイドピン(4本)	Originating 原産材料	MSネジ株、日本、添付:宣誓書	40,000.-
7208.51.	Strong Chromium Molybdenum Steel Plate SCM4 for Moving side pattern Plate 可動側型板用高強度クロムモリブデン鋼鋼板 SCM4	Originating 原産材料	JTC金属株、日本、添付:宣誓書	200,000.-
7208.51.	Strong Chromium Molybdenum Steel Plate SCM4 for Holding Plate 受け板用高強度クロムモリブデン鋼鋼板 SCM4	Originating 原産材料	JTC金属株、日本、添付:宣誓書	120,000.-
7208.51.	Carbon Steel S50C for Locate-Ring ロケートリング用炭素鋼鋼材 S50C	Originating 原産材料	日本鉄鋼株、日本、添付:宣誓書	50,000.-
7215.50.	Alloy Tool Steel SKS2 for Return Pin(4pcs.) リターンピン(4本)用合金工具鋼鋼材 SKS2	Originating 原産材料	日本鉄鋼株、日本、添付:宣誓書	80,000.-
7215.50.	Carbon Tool Steel SK7 for Guide Pin Bush ガイドピンブッシュ炭素工具鋼鋼材 SK7	Originating 原産材料	日本鉄鋼株、日本、添付:宣誓書	50,000.-
7215.50.	Carbon Tool Steel SK7 for Push Pin(4pcs.) 突出ピン(4本)用炭素工具鋼鋼材 SK7	Originating 原産材料	日本鉄鋼株、日本、添付:宣誓書	80,000.-
7215.50.	Carbon Tool Steel SK7 for Knock-pin(8pcs.) ノックピン(8本)用炭素工具鋼鋼材	Originating 原産材料	日本鉄鋼株、日本、添付:宣誓書	80,000.-
7208.51.	Carbon Steel S35C for Stick Plate (Upper) 突出板(上)用炭素鋼鋼材 S35C	Originating 原産材料	日本鉄鋼株、日本、添付:宣誓書	120,000.-
7208.51.	Carbon Steel S35C for Stick Plate (Lower) 突出板(下)用炭素鋼鋼材 S35C	Originating 原産材料	日本鉄鋼株、日本、添付:宣誓書	120,000.-
7208.51.	Carbon Steel S35C for Moving-side Supporting Plate 可動側取付板用炭素鋼鋼材 S35C	Originating 原産材料	日本鉄鋼株、日本、添付:宣誓書	120,000.-
合計1,625,000.-				

添付資料:

1. Invoice(台湾製部品)
2. 宣誓書/納品書or請求書 (MSネジ株)
3. 宣誓書/納品書or請求書 (JTC金属株)
4. 宣誓書/納品書or請求書 (日本鉄鋼株)

注:

これらの確認書類は全て5年間の保管義務があり、特定原産地証明書発給システム「原産品判定依頼書」の誓約に基き両締約国政府および政府の指定する関係機関の要請に基づいて提出することもある(保存期間は協定により異なるので注意)

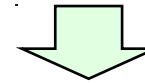
付加価値基準の計算による原産性確認例-(B) 日本タイ協定の場合(積上げ方式)

★いくつかの原産材料で原産資格割合(金型は40%)を超えることが明らかな場合

原産材料(日本国産)				
番号	品名	材質	HSコード	価格
1	六角孔付ボルト(8本)	SKS7	7318.15	80,000.-
2	ガイドピン(4本)	SKS7	7318.15	40,000.-
3	可動側型板高強度クロムモリブデン鋼鋼板	SCM4	7208.51	200,000.-
4	受け板高強度クロムモリブデン鋼鋼板	SCM4	7208.51	120,000.-
5	ロケットリング用炭素鋼鋼板	S50C	7208.51	50,000.-
6	リターンピン(4本)用合金工具鋼鋼板	SKS2	7215.50	80,000.-
7	ガイドピンブッシュ用炭素工具鋼鋼板	SK7	7215.50	50,000.-
8	突き出しピン(4本)用炭素工具鋼鋼板	SK7	7215.50	80,000.-
9	ノックピン(8本)用炭素工具鋼鋼板	SK7	7215.50	80,000.-
10	突出板(上)用炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	120,000.-
11	突出板(下)用炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	120,000.-
12	可動側取付板炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	120,000.-
合計				1,140,000.-

FOB価額: 2,000,000円

原産材料の価額算出:
付加価値基準の敷居値を超えるまでの原産材料の価額
(全ての原産材料の価額ではない)
(敷居値): 2,000千円 × 40% = 800千円



原産材料を800千円以上になるよう積み上げる。

この場合原産材料積み上げると合計: 820千円

原産品判定

$$\text{原産資格割合} = \frac{\text{積み上げた原産材料価額合計}}{\text{FOB価額}} \times 100$$

(40%)



$$\text{原産資格割合} = \frac{820\text{千円}}{2,000\text{千円}} \times 100$$

41% > 40%

注: 原産材料として積み上げなかった材料(黄色部分)情報は
開示不要

付加価値基準に基づく原産性確認書類の例(保存版)(B)-1

Kadokado Die Co., Ltd.
Akasaka 1-12-32, Minato-ku,
Tokyo, Japan 107-6006
Phone:03-3582-5651 Fax:03-3582-5651

角々金型株式会社
東京都港区赤坂1-12-32
電話:03-3582-5651
FAX:03-3582-5662


日付:2008年8月30日

タイ向け射出成形用金型の原産品確認書

日本・タイ経済連携協定品目別規則に基づく原産品確認を以下のように行ったことを確認する。(原産品確認の為の部材詳細表添付)

1. 産品 : 射出成形用金型 型番: JDN-0021T (HS番号 : 8480.71)
2. 向け先 : タイ王国
3. 利用する協定 : 日本タイ経済連携協定
4. 採用した原産地規則 : 原産資格割合が40%以上であること(付加価値基準)
5. 計算方式 : 積上げ方式

$$\begin{array}{rclcl} 41\% & = & \frac{820\text{千円}}{2,000\text{千円}} & \times & 100 \\ (40\%以上) & & & & \end{array}$$

経済 善夫 
代表取締役社長
角々金型株式会社

添付書類:

原産品確認のための
部材詳細表(次頁)

注:

これらの確認書類は全て5年間の保管義務があり、特定原産地証明書発給システム「原産品判定依頼書」の誓約に基づき両締約国政府および政府の指定する関係機関の要請に基づいて提出することもある(保存期間は協定により異なるので注意)

付加価値基準に基づく原産性確認書類の例(保存版)(B)-2

原産品確認の為の部材明細表(付加価値基準)		2008年8月30日作成		
① 仕向け国、利用することになる経済連携協定				
仕向け国	経済連携協定	発効日		
タイ	日本タイ経済連携協定	2008/11/1		
② 輸入者情報 : 輸入者名、所在地、電話番号				
輸入者名	所在地	電話番号		
Tenten Die Corp.	16th Fl. Of Nantawan Bldg. 161 Rajadamri Road, Bangkok 10330, Thailand	66-2-253-6441		
③ 原産品情報 : 原産品判定対象の製品のHSコード(6桁)、品名(英語)、取引価格(円)				
HSコード(6桁)	品名(英文)	取引価額(円)	原産品判定基準	
8480.71	Injection type mold for plastics	5,000,000.-	VA(40%以上)	
④ 原材料情報 : HSコード(6桁)、品名(英語)、原産・非原産の区別、備考(取引先名、輸入国、取引価額等)				
HSコード(6桁)	品名(英文)	原産/非原産	備考	取引価格
7208.51.	Strong Chromium Molybdenum Steel Plate SCM4 for Holding Plate 受け板用高強度クロムモリブデン鋼鋼板SCM4	Originating 原産材料	JTC金属株、日本 添付:宣誓書、納品書写	120,000.-
7208.51.	Carbon Steel S50C for Locate-Ring ロケートリング用炭素鋼鋼材S50C	Originating 原産材料	日本鉄鋼株、日本 添付:宣誓書、納品書写	50,000.-
7215.50.	Alloy Tool Steel SKS2 for Return Pin(4pcs.) リターンピン(4本)用合金工具鋼鋼材SKS2	Originating 原産材料	日本鉄鋼株、日本 添付:宣誓書、納品書写	80,000.-
7215.50.	Carbon Tool Steel SK7 for Guide Pin Bush ガイドピンブッシュ炭素工具鋼鋼材SK7	Originating 原産材料	日本鉄鋼株、日本 添付:宣誓書、納品書写	50,000.-
7215.50.	Carbon Tool Steel SK7 for Push Pin(4pcs.) 突出ピン(4本)用炭素工具鋼鋼材SK7	Originating 原産材料	日本鉄鋼株、日本 添付:宣誓書、納品書写	80,000.-
7215.50.	Carbon Tool Steel SK7 for Knock-pin(8pcs.) ノックピン(8本)用炭素工具鋼鋼材	Originating 原産材料	日本鉄鋼株、日本 添付:宣誓書、納品書写	80,000.-
7208.51.	Carbon Steel S35C for Stick Plate (Upper) 突出板(上)用炭素鋼鋼材S35C	Originating 原産材料	日本鉄鋼株、日本 添付:宣誓書、納品書写	120,000.-
7208.51.	Carbon Steel S35C for Stick Plate (Lower) 突出板(下)用炭素鋼鋼材S35C	Originating 原産材料	日本鉄鋼株、日本 添付:宣誓書、納品書写	120,000.-
7208.51.	Carbon Steel S35C for Moving-side Supporting Plate 可動側取付板用炭素鋼鋼材S35C	Originating 原産材料	日本鉄鋼株、日本 添付:宣誓書、納品書写	120,000.-
積上げ部材合計/部材総合計: ¥820,000.-/1,625,000.-				

添付資料:

1. 宣誓書/納品書or請求書 (JTC金属株)
2. 宣誓書/納品書or請求書 (日本鉄鋼株)

注:

これらの確認書類は全て5年間の保管義務があり、特定原産地証明書発給システム「原産品判定依頼書」の誓約に基づき両締約国政府および政府の指定する関係機関の要請に基づいて提出することもある(保存期間は協定により異なるので注意)

付加価値基準の計算による原産性確認例-(C) 日本タイ協定の場合（控除方式）

★**非材料費が明らかに40%を超える場合、**
FOB価額と材料費総額(原産／非原産の区別不要)のデータのみで計算する
 注)非材料費には人件費、間接費、利益等により構成されるが、この内訳を提出する必要はない

原部材一覧表				
番号	品名	材質	HSコード	価格(円)
1	六角孔付きボルト(8本):購入品	SKS7	7318.15	80,000.-
2	ロケートリング用炭素鋼鋼材	S50C	7208.51	50,000.-
3	スルーブッシュ用炭素鋼鋼材	S50C	7208.51	45,000.-
4	固定側取付板用炭素鋼鋼材	S25C	7208.51	120,000.-
5	固定側型板用炭素鋼鋼材	S55C	7208.51	100,000.-
6	ガイドピンブッシュ炭素工具鋼鋼材	SK7	7215.50	50,000.-
7	コア用炭素鋼鋼材	S55C	7208.51	120,000.-
8	ガイドピン(4本):購入品	SKS7	7318.15	40,000.-
9	可動側型板高強度クロムモリブデン鋼鋼板	SCM4	7208.51	200,000.-
10	受け板高強度クロムモリブデン鋼鋼板	SCM4	7208.51	120,000.-
11	リターンピン(4本)用合金工具鋼鋼材	SKS2	7215.50	80,000.-
12	スペンサブロック用炭素鋼鋼材	S25C	7208.51	100,000.-
13	突き出しピン(4本)用炭素工具鋼鋼材	SK7	7215.50	80,000.-
14	突出板(上)用炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	120,000.-
15	突出板(下)炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	120,000.-
16	可動側取付板炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	120,000.-
17	ノックピン(8本)用炭素工具鋼鋼材	SK7	7215.50	80,000.-
合計				1,625,000.-

金型のFOB価額 = 5,000,000円

$$\text{原産資格割合} = \frac{\text{FOB価額} - \text{材料費}}{\text{FOB価額}} \times 100$$

(≥40%)

< 計算 >

$$67.5\% = \frac{5,000 \text{千円} - 1,625 \text{千円}}{5,000,000 \text{円}} \times 100$$

(≥40%)

< 結果 >
 原産資格割合が40%以上であり、原産品と見なされる

注)この場合、個々の部材情報(左記原部材一覧表の黄色部分)の開示不要

付加価値基準に基づく原産性確認書類の例(保存版)(C)-1

Kadokado Die Co., Ltd.
Akasaka 1-12-32, Minato-ku,
Tokyo, Japan 107-6006
Phone:03-3582-5651 Fax:03-3582-5662

角々金型株式会社
東京都港区赤坂1-12-32
電話:03-3582-5651
FAX:03-3582-5662


日付:2008年8月30日

タイ向け射出成形用金型の原産品確認書

日本・タイ経済連携協定品目別規則に基づく原産品確認を以下のように行ったことを確認する。(原産品確認の為の部材詳細表添付)

1. 産品 : 射出成形用金型 型番: JDN-0021T (HSコード : 8480.71)
2. 向け先 : タイ王国
3. 利用する協定 : 日本タイ経済連携協定
4. 採用した原産地規則 : 原産資格割合が40%以上であること(付加価値基準)
5. 計算方式 : 控除方式

$$\begin{array}{r} 67.5\% \\ (40\%以上) \end{array} = \frac{5,000\text{千円} - 1,625\text{千円}}{5,000\text{千円}} \times 100$$

経済 善夫 
代表取締役社長
角々金型株式会社

添付書類:

原産品確認のための
部材詳細表(次頁)

注:

これらの確認書類は全て5年間の
保管義務があり、特定原産地証
明書発給システム「原産品判定依
頼書」の誓約に基づき両締約国政
府および政府の指定する関係機
関の要請に基づいて提出すること
もある(保存期間は協定により異
なるので注意)

付加価値基準に基づく原産性確認書類の例(保存版)(C)-2

原産品確認の為の部材明細表(付加価値基準)		2008年8月30日作成	
① 仕向け国、利用することになる経済連携協定			
仕向け国	経済連携協定	発効日	
タイ	日本タイ経済連携協定	2008/11/1	
② 輸入者情報 : 輸入者名、所在地、電話番号			
輸入者名	所在地	電話番号	
Tenten Die Corp.	16th Fl. Of Nantawan Bldg. 161 Rajadamri Road, Bankok 10330, Thailand	66-2-253-6441	
③ 原産品情報 : 原産品判定対象の製品のHSコード(6桁)、品名(英語)、取引価格(円)			
HSコード(6桁)	品名(英文)	取引価格(円)	原産地規則
8480.71	Injection type mold for plastics	5,000,000.-	VA(40%以上)
④ 原材料情報: HSコード(6桁)、品名(英語)、原産・非原産の区別、備考(取引先名、輸入国、取引価額等)			
HSコード(6桁)	品名(英文)	備考	取引価格
7215.50	Carbon Steel S50C for Through-push スループッシュ用炭素鋼鋼材S50C	Taiwan Metal Co., Ltd. 台湾、添付: Invoice	45,000.-
7208.51	Carbon Steel S55C for Baseside Pattern Plate 固定側型板用炭素鋼鋼材S55C	Taiwan Metal Co., Ltd. 台湾、添付: Invoice	100,000.-
7208.51	Carbon Steel S55C for Core コア用炭素鋼鋼材S55C	Taiwan Metal Co., Ltd. 台湾、添付: Invoice	120,000.-
7208.51	Carbon Steel S25C for Baseside Supporting Plate 固定側取付板用炭素鋼鋼材S25C	Taiwan Metal Co., Ltd. 台湾、添付: Invoice	120,000.-
7208.51	Carbon Steel S25C for Spencer Block スペンスーパーブロック用炭素鋼鋼材S25C	Taiwan Metal Co., Ltd. 台湾、添付: Invoice	100,000.-
7318.15	Hexagon Bolt(8pcs.) 六角孔付きボルト(8本)	MSネジ株式会社、日本 添付: 納品書	80,000.-
7318.15	Guide Pin (4pcs.) ガイドピン(4本)	MSネジ株式会社、日本 添付: 納品書	40,000.-
7208.51	Strong Chromium Molybdenum Steel Plate SCM4 for Moving side pattern Plate 可動側型板用高強度クロムモリブデン鋼鋼材SCM4	JTC金属株式会社、日本 添付: 納品書	200,000.-
7208.51	Strong Chromium Molybdenum Steel Plate SCM4 for Holding Plate 受け板用高強度クロムモリブデン鋼鋼材SCM4	JTC金属株式会社、日本 添付: 納品書	120,000.-
7208.51	Carbon Steel S50C for Locate-Ring ロケートリング用炭素鋼鋼材S50C	日本鉄鋼株式会社、日本 添付: 納品書	50,000.-
7215.50	Alloy Tool Steel SKS2 for Return Pin(4pcs.) リターンピン(4本)用合金工具鋼鋼材SKS2	日本鉄鋼株式会社、日本 添付: 納品書	80,000.-
7215.50	Carbon Tool Steel SK7 for Guide Pin Bush ガイドピンプッシュ炭素工具鋼鋼材SK7	日本鉄鋼株式会社、日本 添付: 納品書	50,000.-
7215.50	Carbon Tool Steel SK7 for Push Pin(4pcs.) 突出ピン(4本)用炭素工具鋼鋼材SK7	日本鉄鋼株式会社、日本 添付: 納品書	80,000.-
7215.50	Carbon Tool Steel SK7 for Knock-pin(8pcs.) ノックピン(8本)用炭素工具鋼鋼材	日本鉄鋼株式会社、日本 添付: 納品書	80,000.-
7208.51	Carbon Steel S35C for Stick Plate (Upper) 突出板(上)用炭素鋼鋼材S35C	日本鉄鋼株式会社、日本 添付: 納品書	120,000.-
7208.51	Carbon Steel S35C for Stick Plate (Lower) 突出板(下)用炭素鋼鋼材S35C	日本鉄鋼株式会社、日本 添付: 納品書	120,000.-
7208.51	Carbon Steel S35C for Moving-side Supporting Plate 可動側取付板用炭素鋼鋼材S35C	日本鉄鋼株式会社、日本 添付: 納品書	120,000.-
合計			1,625,000.-

添付資料:

1. Invoice (台湾メタル株)
2. 納品書 or 請求書 (JTC金属株)
3. 納品書 or 請求書 (日本鉄鋼株)

注:

これらの確認書類は全て5年間の保管義務があり、特定原産地証明書発給システム「原産品判定依頼書」の誓約に基き両締約国 政府及び政府の指定する関係機関の要請に基づいて提出することがある(保存期間は協定により異なるので注意)

付加価値基準の計算による原産性確認例-(D) 日本タイ協定の場合（控除方式）

★非材料費が明らかにもう少しで40%を超える場合、
FOB価額と材料費総額(原産／非原産の区別不要)、40%に不足分を充当する原産材料価額のみで計算する
 (注)非材料費には人件費、間接費、利益等により構成されるが、この内訳を提出する必要はない

金型のFOB価額=2,300,000円

原部材一覧表				
番号	品名	材質	HSコード	価格(円)
1	六角孔付きボルト(8本):購入品	SKS7	7318.15	80,000.-
2	ロケートリング用炭素鋼鋼材	S50C	7208.51	50,000.-
3	スルーブッシュ用炭素鋼鋼材	S50C	7208.51	45,000.-
4	固定側取付板用炭素鋼鋼材	S25C	7208.51	120,000.-
5	固定側型板用炭素鋼鋼材	S55C	7208.51	100,000.-
6	ガイドピンブッシュ炭素工具鋼鋼材	SK7	7215.50	50,000.-
7	コア用炭素鋼鋼材	S55C	7208.51	120,000.-
8	ガイドピン(4本):購入品	SKS7	7318.15	40,000.-
9	可動側型板高強度クロムモリブデン鋼鋼板	SCM4	7208.51	200,000.-
10	受け板高強度クロムモリブデン鋼鋼板	SCM4	7208.51	120,000.-
11	リターンピン(4本)用合金工具鋼鋼材	SKS2	7215.50	80,000.-
12	スペンサブロック用炭素鋼鋼材	S25C	7208.51	100,000.-
13	突き出しピン(4本)用炭素工具鋼鋼材	SK7	7215.50	80,000.-
14	突出板(上)用炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	120,000.-
15	突出板(下)炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	120,000.-
16	可動側取付板炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	120,000.-
17	ノックピン(8本)用炭素工具鋼鋼材	SK7	7215.50	80,000.-
合計				1,625,000.-

事前計算：
 2,300,000円 X 40% = **920,000円** (付加価値40%の金額)
 2,300,000円 - 1,625,000円 = **675,000円** (非材料費)
 920,000円 - 675,000円 = **245,000円** (40%に不足分)

40%に不足補充分の原産材料分の原産性確認：
 可動側板・受け板高強度クロムモリブデン鋼鋼板はCTCによる原産品判定で原産品とみなされたことが確認された[注:この他の原材料情報(黄色表示)開示は不要]
確認計算：
320,000円 + 675,000円 = 995千円 / 2.3百万円
 X 100 = **43.26%**

公式：
 原産資格割合不足分充当の原産材料全て非原産材料と見なしても40%以上の原産資格割合を満足する。

$$\text{原産資格割合} = \frac{\text{FOB価額} - (\text{材料費} - \text{原産材料の補充分})}{\text{FOB価額}} \times 100$$
 (≥ 40%)
計算：

$$43.2\% = \frac{2,300,000\text{円} - (1,625,000\text{円} - 320,000\text{円})}{2,300,000\text{円}} \times 100$$
 (≥ 40%)

付加価値基準に基づく原産性確認書類の例(保存版)(D)-1

Kadokado Die Co., Ltd.
Akasaka 1-12-32, Minato-ku,
Tokyo, Japan 107-6006
Phone:03-3582-5651 Fax:03-3582-5652

角々金型株式会社
東京都港区赤坂1-12-32
電話:03-3582-5651
FAX:03-3582-5662

日付:2008年8月30日

タイ向け射出成形用金型の原産品確認書

日本・タイ経済連携協定品目別規則に基づく原産品確認を以下のように行ったことを確認する。(原産品確認の為の部材詳細表添付)

1. 産品 : 射出成形用金型 型番: JDN-0021T (HSコード : 8480.71)
2. 向け先 : タイ王国
3. 利用する協定 : 日本タイ経済連携協定
4. 採用した原産地規則 : 原産資格割合が40%以上であること(付加価値基準)
5. 計算方式 : 控除方式

$$43.2\% \quad = \quad \frac{2,300\text{千円} - (1,625\text{千円} - 320\text{千円})}{2,300\text{千円}} \quad \times 100$$

(40%以上)

経済 善夫 社印
代表取締役社長
角々金型株式会社

添付書類:

原産品確認のための
部材詳細表(次頁)

注:

これらの確認書類は全て5年間の
保管義務があり、特定原産地証
明書発給システム「原産品判定
依頼書」の誓約に基づき両締約
国政府および政府の指定する関
係機関の要請に基づいて提出す
ることがある(保存期間は協定に
より異なるので注意)

付加価値基準に基づく原産性確認書類の例(保存版)(D)-2

原産品確認の為の部材明細表(付加価値基準) 2008年8月30日作成				
① 仕向け国、利用することになる経済連携協定				
仕向け国	経済連携協定	発効日		
タイ	日本タイ経済連携協定	2008/11/1		
② 輸入者情報 : 輸入者名、所在地、電話番号				
輸入者名	所在地	電話番号		
Tenten Die Corp.	16th Fl. Of Nantawan Bldg. 161 Rajadamri oad, Bangkok 103R30, Thailand	66-2-253-6441		
③ 原産品情報 : 原産品判定対象の製品のHSコード(6桁)、品名(英語)、取引価格(円)				
HSコード(6桁)	品名(英文)	取引価格(円)	原産品判定基準	
8480.71	Injection type mold for plastics	5,000,000-	VA(40%以上)	
④ 原材料情報: HSコード(6桁)、品名(英語)、原産・非原産の区別、備考(取引先名、輸入国、取引価額等)				
HSコード(6桁)	品名(英文)	原産・非原産	備考	取引価格
7215.50.	Carbon Steel S50C for Through-push スループッシュ用炭素鋼鋼材S50C	Non-originating M'tl 非原産材料	Taiwan Metal Co., Ltd. 台湾、添付: Invoice	45, 000.-
7208.51.	Carbon Steel S55C for Baseside Pattern Plate 固定側型板用炭素鋼鋼材S55C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co., Ltd. 台湾、添付: Invoice	100, 000.-
7208.51.	Carbon Steel S55C for Core コア用炭素鋼鋼材S55C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co., Ltd. 台湾、添付: Invoice	120, 000.-
7208.51.	Carbon Steel S25C for Baseside Supporting Plate 固定側取付板用炭素鋼鋼材S25C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co., Ltd. 台湾、添付: Invoice	120, 000.-
7208.51.	Carbon Steel S25C for Spencer Block スペンサーブロック用炭素鋼鋼材S25C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co., Ltd. 台湾、添付: Invoice	100, 000.-
7318.15.	Hexagon Bolt(8pcs.) 六角孔付きボルト(8本)		MSネジ株、日本 添付: 納品書	80, 000.-
7318.15.	Guide Pin(4pcs.) ガイドピン(4本)		MSネジ株、日本 添付: 納品書	40, 000.-
7208.51.	Strong Chromium Molybdenum Steel Plate SCM4 for Moving side pattern Plate 可動側型板用高強度クロムモリブデン鋼鋼材SCM4	Originating 原産材料	JTC金属株、日本 添付: 宣誓書、納品書	200, 000.-
7208.51.	Strong Chromium Molybdenum Steel Plate SCM4 for Holding Plate 受け板用高強度クロムモリブデン鋼鋼材SCM4	Originating 原産材料	JTC金属株、日本 添付: 宣誓書、納品書	120, 000.-
7208.51.	Carbon Steel S50C for Locate-Ring ロケートリング用炭素鋼鋼材S50C		日本鉄鋼株、日本 添付: 納品書	50, 000.-
7215.50.	Alloy Tool Steel SKS2 for Return Pin(4pcs.) リターンピン(4本)用合金工具鋼鋼材SKS2		日本鉄鋼株、日本 添付: 納品書	80, 000.-
7215.50.	Carbon Tool Steel SK7 for Guide Pin Bush ガイドピンブッシュ炭素工具鋼鋼材SK7		日本鉄鋼株、日本 添付: 納品書	50, 000.-
7215.50.	Carbon Tool Steel SK7 for Push Pin(4pcs.) 突出ピン(4本)用炭素工具鋼鋼材SK7		日本鉄鋼株、日本 添付: 納品書	80, 000.-
7215.50.	Carbon Tool Steel SK7 for Knock-pin(8pcs.) ノックピン(8本)用炭素工具鋼鋼材		日本鉄鋼株、日本 添付: 納品書	80, 000.-
7208.51.	Carbon Steel S35C for Stick Plate (Upper) 突出板(上)用炭素鋼鋼材S35C		日本鉄鋼株、日本 添付: 納品書	120, 000.-
7208.51.	Carbon Steel S35C for Stick Plate (Lower) 突出板(下)用炭素鋼鋼材S35C		日本鉄鋼株、日本 添付: 納品書	120, 000.-
7208.51.	Carbon Steel S35C for Moving-side Supporting Plate 可動側取付板用炭素鋼鋼材S35C		日本鉄鋼株、日本 添付: 納品書	120, 000.-
補充原産材料合計/部材総合計: ¥320,000.-/1,625,000.-				

添付資料:

1. Invoice(台湾メタル株)
2. 納品書 or 請求書(MSネジ株)
3. 宣誓書、納品書 or 請求書
(JTC金属株)
4. 納品書 or 請求書(日本鉄鋼株)

注:

これらの確認書類は全て5年間の保管義務があり、特定原産地証明書発給システム「原産品判定依頼書」の誓約に基づき両締約国政府及び政府の指定する関係機関の要請に基づいて提出することがある(保存期間は協定により異なるので注意)

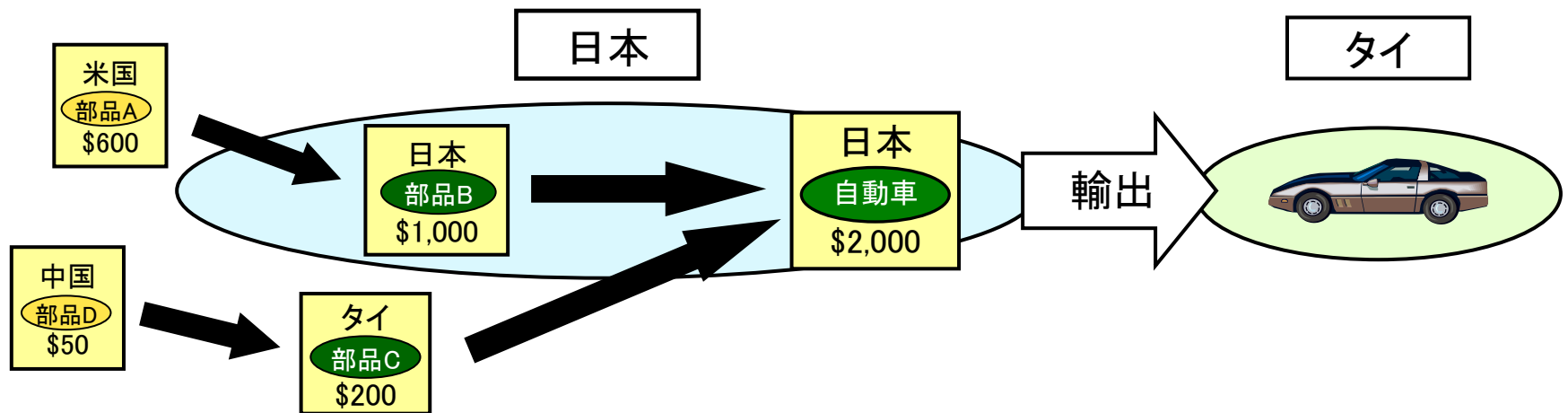
救済規定の使用による 原産性確認と保存書類例

付加価値基準の救済規定(1)

日本タイ協定の場合

ロールアップ規定:

付加価値基準による原産資格割合算定では、当該品の非原産材料の総額(VNM)には、当該品の原産材料生産に使用される非原産材料の価額を含めない(日タイ協定 第28条7)



ロールアップ (原産材料に含まれる非原産価額を、製品の原産資格割合算定時にゼロとみなす)
部品Dを用いて生産された部品Cの原産資格割合は $(200-50)/200=75\%$ であり原産材料とみなされるため、
最終製品の自動車の原産資格割合算定時には、部品C(\$200)は全て原産とみなす

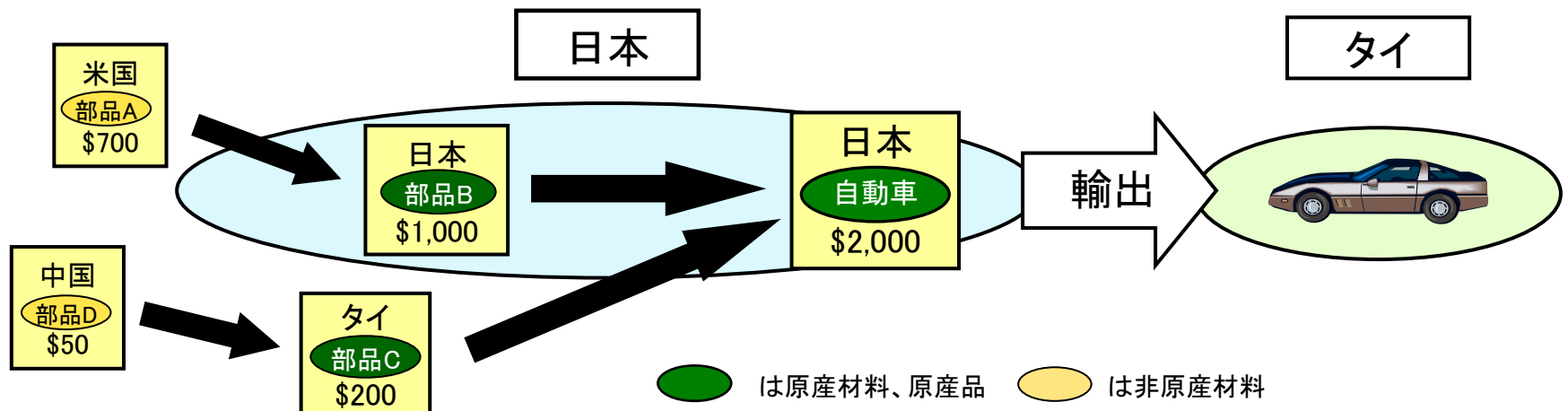
注) 保存資料: ロールアップ規定を利用して非原産材料部分を含めた原産材料の表の当該品目の備考欄に「ロールアップ規定
利用」と記入

出典: 経済産業省原産地証明室監修
「原産地証明法に基づく特定原産地証明書の発給申請手続きについて」

付加価値基準の救済規定(2) 日本タイ協定の場合

ロールダウン：（日本チリ協定、日本タイ協定、日本ASEAN協定）

原材料が非原産と判断された場合には、たとえ当該非原産材料の中に締約国原産の原材料が含まれていたとしても、この原産材料の価額は考慮されない（原産部分を差し引くことなく、当該非原産の取引価額全体を非原産材料価額として扱う）



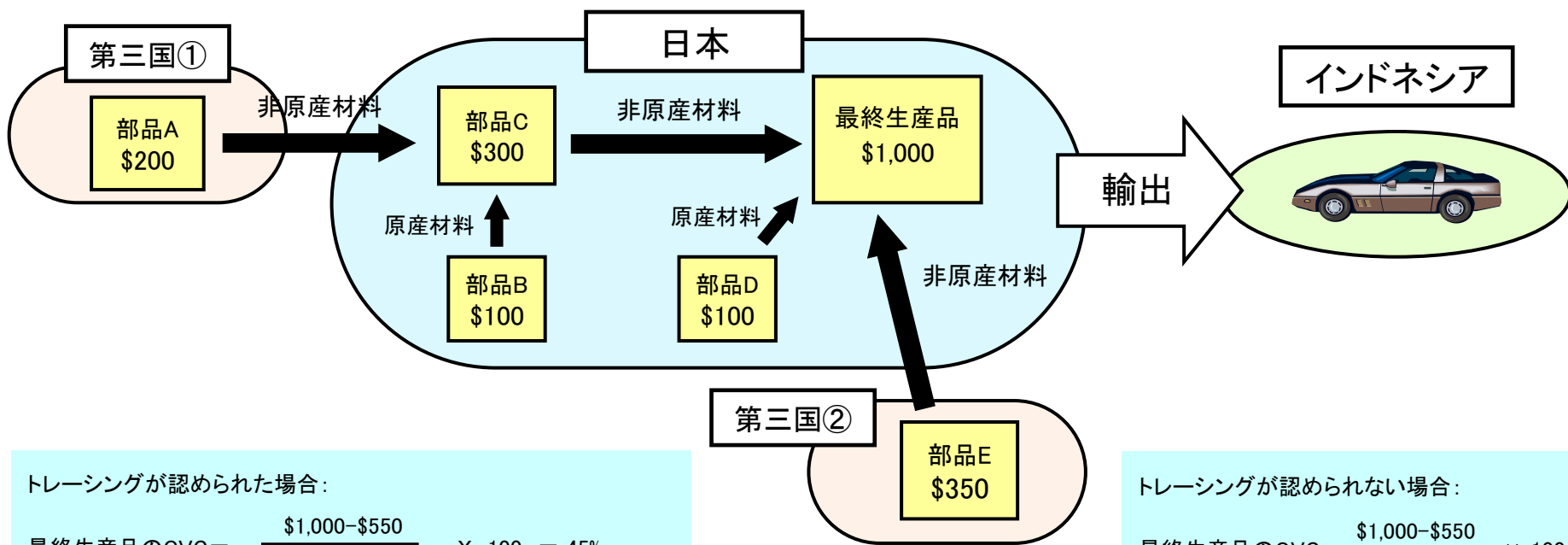
ロールダウン（非原産材料に含まれる原産価額を、製品の原産資格割合算定時にゼロとみなす）
 部品Aを用いて生産された部品Bの原産資格割合は $(1,000 - 700) / 1,000 = 30\%$ であり、非原産材料とみなされるため、最終製品の自動車の原産資格割合算定時には、部品B(\$1,000)は全て非原産とみなし、部品Bの原産部分価額(\$300)分は原産材料として算定しない

注) 保存資料: ロールダウン規定を利用して非原産材料部分を非原産材料価額総額に算定する場合は非原産材料の表の当該品目の備考欄に「ロールダウン規定利用」と記入

出典: 経済産業省原産地証明室監修
 「原産地証明法に基づく特定原産地証明書の発給申請手続きについて」

付加価値基準の救済規定(3) 日本インドネシア協定の場合

トレーシング規定: (日本マレーシア協定、日本インドネシア協定、日本ブルネイ協定、日本メキシコ協定、日本フィリピン協定)
 産品が締約国の原産品であるか否かを決定するため、付加価値基準の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、
 いずれかの締約国において生産され、かつ、当該産品の生産に使用される非原産材料の価額は、当該非原産材料の生産に
 使用される非原産材料の価額に限定することができる。ただし、これにより、当該産品が累積の規定に従って当該締約国の
 原産品となることを条件とする(日インドネシア協定 第30条2)



トレーシングが認められた場合:

$$\text{最終生産品のGVC} = \frac{\$1,000 - \$550}{\$1,000} \times 100 = 45\%$$

部品Cに用いられた原産材料の部品B(\$100)は、非原産材料である部品Cの価格(\$300)から差し引くことができます。従って式の中の\$550は部品Cのうち非原産材料部分(\$200)と部品Eの価格(\$350)の合計です

トレーシングが認められない場合:

$$\text{最終生産品のQVC} = \frac{\$1,000 - \$550}{\$1,000} \times 100 = 35\%$$

となり、原産品とはならない

注) 保存資料: トレーシング規定を利用して非原産材料部分を非原産材料価額総額に算定する場合は
 非原産材料の表の当該品目の備考欄に「トレーシング規定利用」と記入

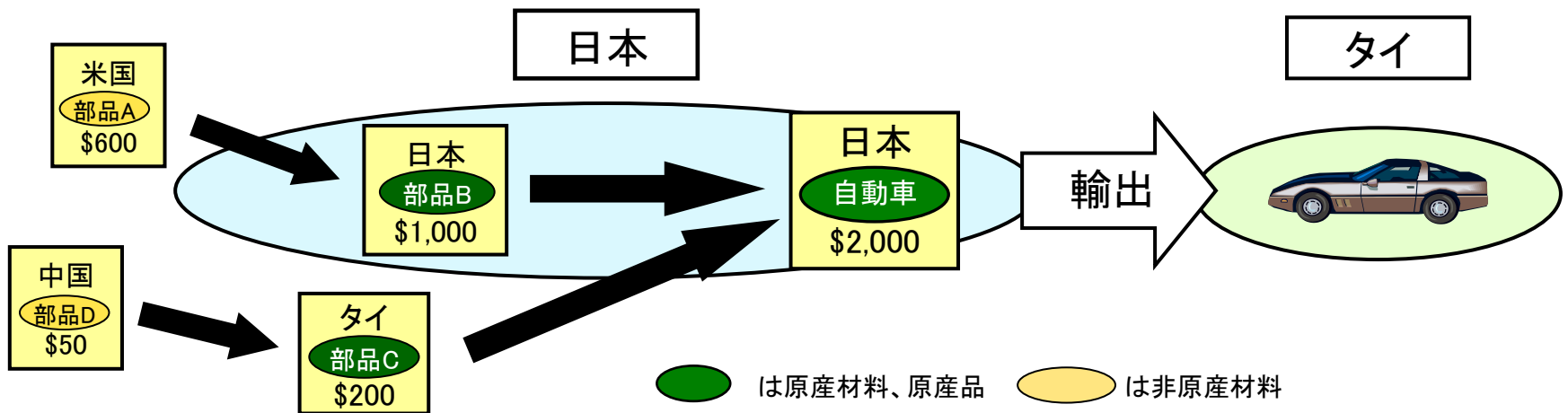
出所: 日本商工会議所著「特定原産地証明書発給申請の手引き」

付加価値基準の救済規定(4) 日本タイ協定の場合

累積規定 (Accumulation)

付加価値基準による原産品判定では、一方の当該締結国領域で当該取引品の生産材料として使用される他方の締結国の原産品は、一方の当該締結国の原産材料とみなすことができる。(日タイ協定 第29条)

注) 累積規定は付加価値基準、関税分類変更基準双方ともに救済規定として利用できる



累積規定:

日本で自動車を生産するための材料として使用されるタイの原産品(部品C)は日本の原産品と見なす
 非原産材料である部品Cは、累積規定により原産材料として自動車の原産価額に積算
 ⇒ 自動車の原産資格割合 = $(2,000 - 0) / 2,000 \times 100 = 100\%$

注) 保存資料: 累積規定を利用して原産品確認する場合、累積する原材料の輸入Invoiceと当該協定の原産地規則に基づく当該原材料の特定原産地証明書の写しを保存資料とする。ただし、AJCEPのうちベトナムとブルネイでは原産地規則が同じ場合、2国間協定の特定原産地証明書の写しでも証明できる。

出典: 経済産業省原産地証明室監修
 「原産地証明法に基づく特定原産地証明書の発給申請手続きについて」

関税分類変更基準の救済規定(1)

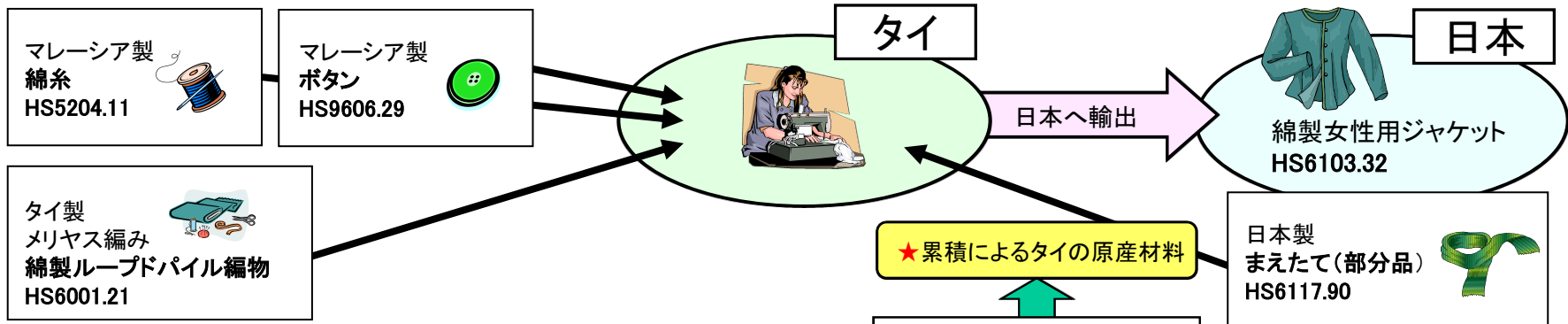
日本タイ協定の場合

累積規定の使用 (Accumulation)

品目別原産地規則: (第61類 衣類及び衣類付属品(メリヤス編み又はクロス編みのものに限る))

第6101-6117項 : 第6101項から第6117項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

(第5007項、第5111項から第5113項までの各項、第5408項から第5512項までの各項、第5309項から第5311項までの各項、第5407項、第5408項、第5512項から第5516項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国においてメリヤス編みされ、又はクロス編みされた場合に限る)



累積規定 (Accumulation)
 付加価値基準による原産品判定では、一方の当該締結国領域で当該取引品の生産材料として使用される**他方の締結国の原産品**は、一方の当該締結国の原産材料とみなすことができる。(日タイ協定 第29条)
 注) 累積規定は付加価値基準、関税分類変更基準双方ともに救済規定として利用できる

原産品確認 :
 まえたてはタイ生産者にとっては本来非原産材料(外国産品)であり、類の関税分類変更基準の対象品となり、日本へ輸出予定の綿製女性用ジャケットはその基準を満たすことができず原産品とは確認できない。しかし、この累積の救済規定を利用することで、まえたてはタイの原産材料となり関税分類変更基準の対象材料とはならず、タイ産綿製女性用ジャケットはタイ原産品の確認がされることになる

注) 保存資料:
 累積規定を利用して原産品確認する場合、累積する原材料の輸入Invoiceと当該協定の原産地規則に基づく当該原材料の特定原産地証明書の写しを保存資料とする。ただし、AJCEPのうちベトナムとブルネイでは原産地規則が同じ場合、2国間協定の特定原産地証明書の写しでも証明できる。

関税分類変更基準の救済規定(2)

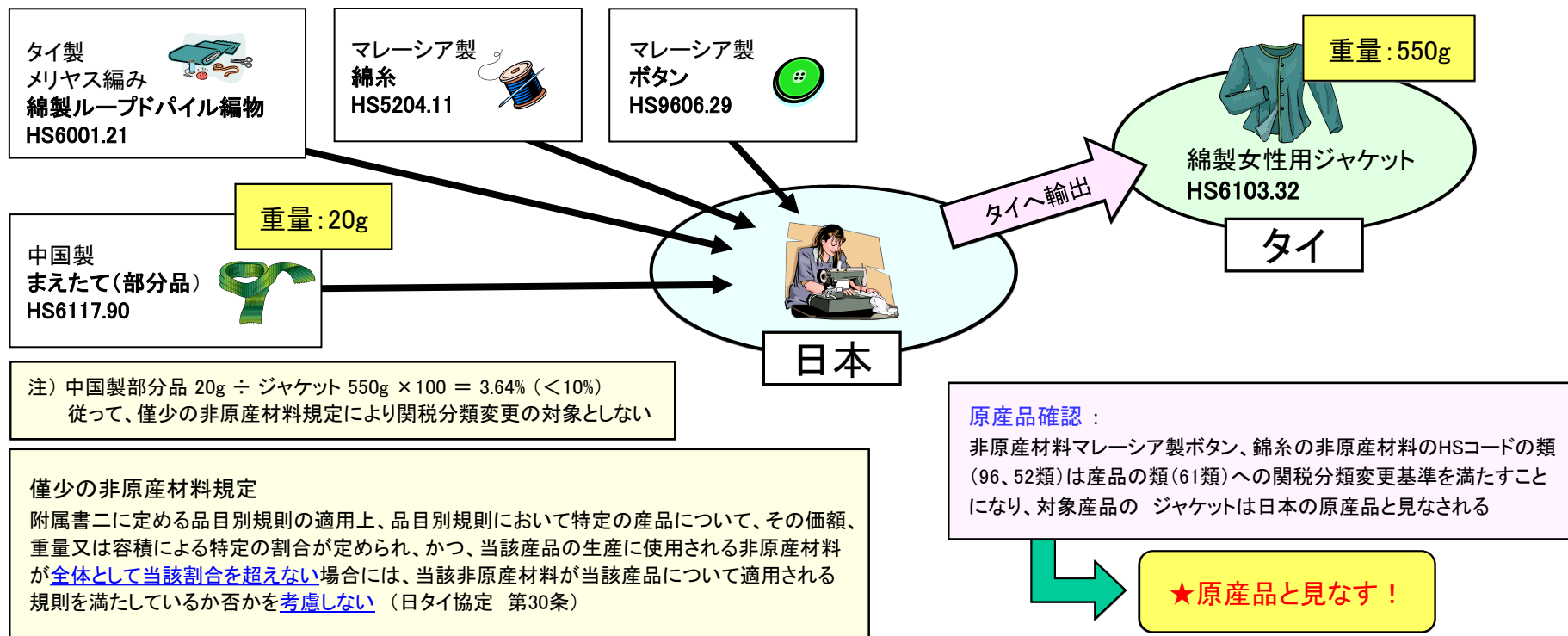
日本タイ協定の場合

僅少の非原産材料の使用 (De Minimis)

品目別原産地規則(第61類 衣類及び衣類付属品(メリヤス編み又はクロス編みのものに限る))

第6101-6117項 : 第6101項から第6117項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

(第5007項、第5111項から第5113項までの各項、第5408項から第5512項までの各項、第5309項から第5311項までの各項、第5407項、第5408項、第5512項から第5516項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国においてメリヤス編みされ、又はクロス編みされた場合に限る)



僅少の非原産材料規定

附属書二に定める品目別規則の適用上、品目別規則において特定の産品について、その価額、重量又は容積による特定の割合が定められ、かつ、当該産品の生産に使用される非原産材料が**全体として当該割合を超えない**場合には、当該非原産材料が当該産品について適用される規則を満たしているか否かを**考慮しない**(日タイ協定 第30条)

※日タイ協定附属書二に定める僅少の非原産材料の割合

第19類～第24類; 調製食料品、飲料、アルコール、タバコ、鉱物性生産品 : 産品の価額の7%

第28類～第49類、第64類～第97類; 化学工業品、鉱工業品(除. 繊維製品) : 産品全体の価額の10%

第50類～第63類; 繊維製品 : 産品全体の重量の10%

注) 保存資料は次頁を参照ください

関税分類変更基準の救済規定(2)使用の保存書類例

僅少の非原産材料使用の規定: 日本タイ協定の場合

Sam Garments Co., Ltd.
Akasaka 1-12-32, Minato-ku,
Tokyo, Japan 107-6006
Phone:03-3582-5651 Fax:03-3582-5662

サム衣類株式会社
東京都港区赤坂1-12-32
電話:03-3582-5651
FAX:03-3582-5662

2008年12月1日

“まえたて”の僅少の非原産材料規定条件を満たす証明
綿製女性用ジャケット(型番JTR0812番)の原産性確認用

弊社製綿製女性用ジャケット(型番JTR0812番、HS番号:HS6103.32)の原産性確認のために
中国製“まえたて”(非原産材料)の「僅少の非原産材料規定」の条件を満たしていることを以下証明する。

記

僅少の非原産材料規定使用の対象材料 : “まえたて”(型番: JTR0812-007、HS番号: HS6117.90)
中国産品

輸出先 : タイ国

適用対象協定 : 日本タイ経済連携協定

僅少の非原産材料規定の条件 : 第50類～第63類; 繊維製品 ⇒ 産品全体の重量の10%以下
(日タイ協定附属書二に定める僅少の非原産材料の割合)

対象生産品と重量 : 綿製女性用ジャケット(型番JTR0812、HS番号6103.32) 550g/総重量

対象部分品と重量 : 中国産“まえたて”(型番JTR0812-007、HS番号6117.90) 20g/重量

算定 : $20g/550g \times 100 = 3.6\%$ ($3.6\% > 10\%$)

算定結果による結論 : 本“まえたて”は本来、非原産材料であるが、「僅少の非原産材料規定」(協定第30条)の条件を満たし、上記生産品“綿製女性用ジャケット”の関税分類変更基準による原産性確認に際し、無視する。

以上

衣料好雄

代表取締役社長

サム衣類株式会社

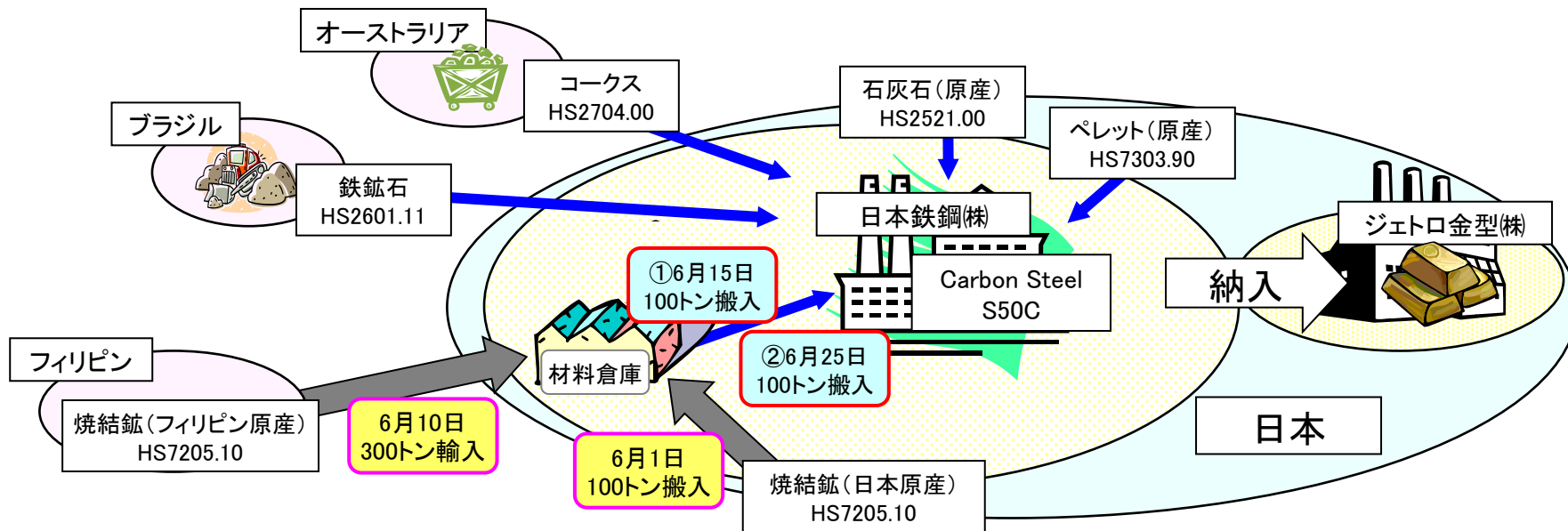
社印

注)「綿製女性用ジャケット」の関税分類変更基準による原産性確認の保存書類にInvoiceと共に添付して保存する

関税分類変更基準の救済規定(3) 日本タイ協定の場合

代替性のある产品及び材料: 日本タイ協定第35条

1. 在庫において混在している締約国の原産材料及び非原産材料からなる代替性のある材料が製品の生産に使用される場合において、当該製品が当該締約国の原産品であるか否かを決定する時は、これらの材料が当該締約国の原産材料であるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる
2. 締約国の原産品及び非原産品からなる代替性のある製品が在庫において混在している場合において、これらの製品が在庫において混在している当該締約国において輸出に先立っていかなる工程も経ず、又はいかなる作業(積卸し又はこれらの製品を良好な状態に保存する為に必要なその他の作業を除く)も行われていないときは、これらの製品が当該締約国の原産品であるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる



	先入れ先出し方式	後入れ先出し方式	平均方式
①100トン (6月15日搬入)	原産材料	非原産材料	25トン原産材料 75トン非原産材料
②100トン (6月25日搬入)	非原産材料	非原産材料	25トン原産材料 75トン非原産材料

関税分類変更基準の救済規定(3)使用の保存書類例

代替性のある産品および材料使用の規定：日本タイ協定の場合

Japan Steel Co., Ltd.
5-8-34 Nihonnbashi,
Chuo-ku, Tokyo, Japan
TEL:03-5480-4426
FAX:03-5480-4457

日本鉄鋼株式会社
東京都中央区日本橋5-8-34
電話：03-5480-4426
FAX：03-5480-4457

2008年8月11日

焼結鉱(HS7205.10)の代替性のある産品及び材料規定 使用による原産性確認

炭素鋼鋼材S50Cの原産性確認に当たり、その原材料の焼結鉱(HS7205.10)の代替性のある産品及び材料の規定使用による原産性の確認を以下の通り証明する。

記

対象協定：日本タイ経済連携協定第30条

対象原材料：焼結鉱(HS7205.10)

在庫管理方式：先入れ先出し方式

焼結鉱の倉庫搬入：6月1日 日本原産鉱搬入、6月10日 フィリピン原産鉱搬入

焼結鉱の倉庫搬出：6月15日 100トン、6月25日 100トン

協定第30条による原産性確認：6月15日搬出分100トンは原産性確認
6月25日搬出分100トンは非原産確認

焼結鉱の原産性最終確認：ジェトロ金型(株)納入炭素鋼鋼材は6月15日倉庫搬出分を原材料として生産された。よって、使用した焼結鉱は日本の原産材料と確認した。

以上

鉄鋼 三郎

代表取締役社長

日本鉄鋼株式会社 **社印**

注)「炭素鋼鋼材S50C」の関税分類変更基準での原産性確認の保存書類に日本産品の倉庫への納品書、フィリピンから輸入したInvoice、倉庫搬出伝票などの写しを添付して保存する。

本資料に関するお問い合わせ

日本貿易振興機構(ジェトロ)
貿易投資相談課

貿易投資相談受付専用

TEL: 03-3582-5651

<https://www.jetro.go.jp/services/advice/>

不許複製 禁無断転載